

沼津市情報化推進・ 官民データ活用推進計画

計画期間：令和3年度～7年度

沼 津 市

目 次

第1章 計画の趣旨と策定の背景	1
1 計画策定の背景	1
(1) 沼津市地域情報化計画・沼津市情報化推進計画	1
(2) 沼津市官民データ活用推進計画	1
(3) 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画の策定について	2
2 これまでの取組	3
(1) 沼津市地域情報化計画の取組	3
(2) 沼津市情報化推進計画の取組	3
(3) 沼津市官民データ活用推進計画の取組	5
3 沼津市を取り巻く情報化の動向	6
(1) 国の情報化政策の動向	6
(2) 静岡県の情報化政策の動向	14
(3) 社会の変化	18
(4) 沼津市の人口	26
4 計画の位置づけ・方針等	27
(1) 計画の位置づけと期間	27
(2) 方針	28
(3) 推進に当たっての留意事項	29
第2章 個別施策の概要	30
1 第5次沼津市総合計画のまちづくりの8つの柱等の分類	30
2 官民データ活用の推進に関する基本的施策ごとの分類	35
第3章 個別施策の詳細	36

1	自分らしいライフスタイルを実現できるまち	37
2	ヒト中心で都市的魅力にあふれるまち	43
3	力強い産業を牽引するまち	49
4	地域の宝を活かすまち	54
5	安心して子どもを産み育てられるまち	60
6	笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち	66
7	安全・安心のまち	70
8	環境と共生する持続可能なまち	74
9	デジタル行政の推進	76
第4章 計画の推進体制と進行管理		87
1	推進体制	87
2	進行管理	88
第5章 情報セキュリティとその対策		89
1	情報セキュリティの考え方	89
2	情報セキュリティの維持	90
用語集		91

第1章 計画の趣旨と策定の背景

1 計画策定の背景

(1) 沼津市地域情報化計画・沼津市情報化推進計画

平成13年度から平成27年度まで、「沼津市地域情報化計画」で本市が目指す情報化のビジョンを「情報戦略都市【沼津】」と定め、地域情報化施策を推進してきました。本計画で、ICTを適切かつ有効に活用していくために、「情報化をリードする まち・産業・ひと・行政を創る」を基本目標として掲げ、市民・事業者・行政などが互いに連携し39の施策について計画の推進を図ることにより一定の成果を上げてきました。平成28年度から令和2年度までは、新たな「沼津市情報化推進計画」を定め、更なる施策を推進してきました。

(2) 沼津市官民データ活用推進計画

「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」の施行等を契機に、官民データの活用を推進することにより、将来的な地域課題の解消や官民のサービス水準の向上につなげ市民の利便性の向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化につなげること、また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、本市が抱える諸問題の解消を図ることを目的として、令和元年度から令和2年度までの「沼津市官民データ活用推進計画」を策定し、併せて推進してきました。

(3) 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画の策定について

現在我が国では、少子高齢化による人口減少や都市部への若年層の人口流出が進行しており、地域社会においては、労働力の不足や経済規模の縮小をはじめとする諸課題に直面しつつありますが、本市はこのような状況下にあっても、限られた経営資源を有効に活用し、持続可能なまちとして発展していかなければなりません。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策では感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るため、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保するなど、日常生活において「新しい生活様式」を実践することが求められており、行政手続や学校教育の場でも、対面の機会を減らし密閉・密集・密接の状態を極力回避するための環境整備を進めていく必要があります。

これら本市を取り巻く環境の変化や、国及び県の方針との整合性を勘案するとともに、本市情報化の取組の現状を踏まえ、ICTを活用した市民サービスの向上や行政の効率化を、引き続き計画的に推進していくため、「第5次沼津市総合計画」に基づく本市情報化の新たな推進計画として、「沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 これまでの取組

(1) 沼津市地域情報化計画の取組

(平成13年度から平成27年度まで)

沼津市地域情報化計画の実施に当たっては、市南部地域の情報基盤の整備や各種情報システムの導入など39の施策を掲げ、地域や行政の情報化を計画的に推進してきましたが、社会情勢の変化や、技術的に困難、実現に莫大な費用が必要であるなどの理由により、未実施の施策もあったことから、全体での達成率は約74%でした。

(2) 沼津市情報化推進計画の取組

(平成28年度から令和2年度まで)

平成28年度から実施している沼津市情報化推進計画については、26の施策を掲げ、計画の推進を図ってきました。令和元年度末時点の進捗状況は、下表のとおり概ね予定どおり進んでいます。

進捗状況 ◎計画通り ○概ね計画通り △計画より遅れている
□実施手段の変更

No.	沼津市情報化推進計画 施策	進捗状況
1	社会保障・税番号制度の活用の促進	◎
2	住民票・印鑑証明書のコンビニ交付導入	◎
3	自治体クラウド等の推進	◎
4	沼津市子育てモバイルサイト「ぬまづ子育て応援団」の運用	◎
5	会議録作成・検索システム及び本会議映像配信システム	◎

6	オープンデータの利活用の促進	◎
7	SNS 等ウェブメディアの活用	◎
8	市内観光スポット等への Wi-Fi 環境整備	◎
9	同報無線のデジタル化による情報提供の多重化	◎
10	市民の声システム運用事業	◎
11	市民協働のための支援システムの整備	□
12	災害対応のためのシステム整備	○
13	情報管理における BCP の確立	◎
14	市民情報等の漏えい防止のための体制	◎
15	電子情報セキュリティ対策の強化・徹底	◎
16	情報リテラシー・セキュリティ意識の向上	◎
17	新地方公会計制度の統一的な基準へのシステム対応	◎
18	システムによる債権管理	□
19	福祉情報システムでのデータ連携	○
20	統合型地理情報システムの運用	◎
21	埋蔵文化財出土遺物データベース化	△
22	業務効率向上に向けた情報システム環境整備	◎
23	電子申請システムの利用拡大	◎
24	図書館ネットワークシステム事業	◎
25	CALS/EC 電子納品の導入	◎
26	納税手段の拡充	◎

(3) 沼津市官民データ活用推進計画の取組

(令和元年度から令和2年度まで)

令和元年度から実施している沼津市官民データ活用推進計画については、9の施策を掲げ、計画の推進を図ってきました。令和元年度末時点の進捗状況は、下表のとおり概ね予定どおり進んでいます。

進捗状況 ◎計画通り ○概ね計画通り △計画より遅れている
□実施手段の変更

No.	沼津市官民データ活用推進計画 施策	進捗状況
1	マイナポータルを活用した電子申請の拡充	△
2	オープンデータ・バイ・デザインの推進	◎
3	オープンデータの推進	◎
4	防災・減災のための情報提供	◎
5	法人情報に係るデータへの法人番号併記の促進	◎
6	コンビニ交付サービスの利用の促進によるマイナンバーカード普及	◎
7	防災 SNS の活用	○
8	沼津市情報システム最適化の推進	◎
9	業務のデジタル化等の業務改革(BPR)の推進	◎

3 沼津市を取り巻く情報化の動向

(1) 国の情報化政策の動向

① 国家戦略の推進

国は、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(IT総合戦略本部)を設置し、「e-Japan戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しました。ネットワークインフラの整備に重点を置いた施策を着実に進め、何度かの戦略見直しを行い、IT政策の立て直しに関する内閣総理大臣からの指示を受け、平成25年6月、新たなIT戦略(世界最先端IT国家創造宣言)を閣議決定しました。

ITの利活用に重点を移し、世界最先端のIT国家を目指して政策を推進する中、平成28年12月に、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。これを受け、平成29年5月に、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、同計画に基づき、PDCAを回しながら施策を推進しています。

令和元年6月には、IT総合戦略本部において、デジタル時代の新たなIT政策大綱が決定されました。これは、①デジタル時代の国際競争に勝ち抜くための環境整備、②社会全体のデジタル化による日本の課題の解決の2つを目的としつつ、今後の我が国のIT政策の羅針盤とすることを図るものです。また同月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」の実現に向けた重点計画を取りまとめました。

このほか、同6月には、「成長戦略実行計画」等を閣議決定し、ICT分野については、デジタル市場のルール整備、スマート公共サービス等の取組を進めていくこととしています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、非常時におけるITの活用と国のデジタル技術の強靱化による社会構造の変革・社会全体の行動変容の両面を進めるため、令和2年7月に、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を改正し取り組んでいます。



(出典:政府 CIO ポータルより)

※ 「IT 新戦略」 = 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

② オープンデータ流通環境の整備

官民データ活用の推進を目的とする「官民データ活用推進基本法」においては、国、地方公共団体等が保有するデータについて、国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされています。国、地方公共団体等が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるものの3点に該当するデータがオープンデータと定義されています。

特に、地方公共団体のオープンデータについては、地域における新事業・新サービスの創出、行政サービスの高度化等を実現し、地域の経済活性化、課題解決等に寄与するものとして期待されています。このような観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とすることが目標として定められています。総務省では、平成24年度から、公共交通、地盤、公共施設等の様々な分野におけるオープンデータ利活用の実証実験や、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）等の関係団体や関係府省等との連携を通じて、オープンデータの公開側・利活用側のためのガイド等の策定・改定（オープンデータのための標準化の推進）、オープンデータの有効活用につながるユースケースの構築、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーと連携して自治体のオープンデータ化の促進等の取組を進めています。

③ マイナンバーカードの利活用推進

マイナンバーカードは券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真）による対面等での本人確認だけでなく、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスを活用することにより、オンラインでの本人確認・本人認証を安全かつ確実に行うことができます。総務省では日常生活の様々な場面における官民のサービスの利便性向上のため、国、地方公共団体、民間においてマイナンバーカードの利活用を推進していく取組を進めています。

マイナンバーカードについては、券面を利用した顔写真入り職員証としての活用のほか、ICチップの空き領域を利用し、入退出管理や端末操作の権限確認手段等としての活用が進んでいます。

公的個人認証サービスについては、携帯電話の契約時、オンラインでの口座の開設時の本人確認に活用されるなど、民間サービスにおいても利用が拡大しています。更なる利用範囲の拡大に向け、平成30年度には大規模イベントにおけるボランティア管理等の本人確認について、マイナンバーカード利活用の実現可能性を検証しました。その他にも、防災や医療分野における活用の実現に向けた実証事業を実施しました。今後地域や関係事業者等と連携しつつ、実用化を図っていくこととしています。

公的分野においては、平成29年11月から本格運用が開始されたマイナポータルにおいて、「子育て」分野を中心に国民が必要な自治体の行政手続を検索し電子申請できる「ぴったりサービス」、コンビニ等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービス、e-TAX（国税電子申告・納税システム）等における本人確認手段としてマイナンバーカードが活用されています。

公的個人認証サービスは誰もが取得できるインターネット社会の基礎的な情報インフラであり、国、地方公共団体、民間におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用を一層推進していくこととしています。

④ デジタル・ガバメント実行計画

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の重点分野の一つであるデジタル・ガバメント分野における取組については、平成29年5月に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定されました。当該方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされています。

さらに、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心・安全かつ公平・公正で豊かな社会を実現するための計画として、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」を策定しています。その後、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル手続法」という。）の改正や「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が定められる等、各種状況の変化を反映するため、令和元年12月20日に改定し、デジタル手続法第4条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画と一体のものとして閣議決定しています。

令和2年7月に変更された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、取組の加速や非常時に必要となる事項等を見定め、見直すこととされています。

デジタル・ガバメント推進方針

- これまでのIT化・業務改革の取組を着実に推進するとともに、官民データ活用推進基本法の成立等を受け、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、官民データの流通等に資する新たな取組を推進する必要
- 行政内部の効率化にとどまらない国民・企業等に価値を提供するサービス部分の変革に焦点を当て、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指す

【デジタル・ガバメント推進方針概要】

1. デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革

- サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進
 - ・ 利用者中心のサービス改革を推進し、すぐ使える、簡単、便利な行政サービスを実現
 - ・ 「デジタルファースト・アクションプラン」（別紙）に基づくデジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ等の実現
- デジタル技術に対応した情報提供のあり方の見直し
 - ・ 民間サービスとの連携、プッシュ型の情報発信や情報提供のパーソナル化

2. 官民協働を実現するプラットフォーム

- データ流通を促進する環境の整備
 - ・ オープンデータ・バイ・デザイン、情報システムに関する規格整備、マイナンバー制度・法人番号の徹底活用
- 官民データ活用のためのインタフェースの整備
 - ・ 行政データ・サービスのAPI化、行政Webサイトのデザインやデータ構造等の標準化
- プラットフォームの共用化と民間サービスの活用
 - ・ 府省共通システムの充実・強化、自治体クラウドの推進、民間サービス・民間クラウドの積極活用

3. 価値を生み出すITガバナンス

- サービス改革に対応した推進体制の整備
 - ・ 政府CIOを中心とした横断体制の強化、各府省内の体制整備、地方公共団体におけるITガバナンスの強化
- ITマネジメントの徹底と投資効果の最大化
 - ・ 政府情報システムの着実な推進、アウトカム重視のIT投資管理の確立、ITマネジメントの強化等



（出典：政府CIOポータルより）

デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）の概要

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを
実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底による行政サービス改革

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドユーザーで考える等のサービス設計12箇条に基づき、「すぐ使える」、「簡単」、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現
- ✓ 利用者の違いや現場の業務の「ばらつき」まで詳細に把握・分析する業務改革（BPR）の徹底、フロー図等の作成による行政サービス全体のプロセスの可視化

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備

- ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方などデジタル・ガバメント実現のためのグランドデザインの策定（令和元年度末目標）
- ✓ 政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ 政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底
- ✓ 行政のデジタル化における情報セキュリティ対策・個人情報保護等の徹底
- ✓ データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化

政府CIOによる一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ 政府CIOの下、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等を図るため、デジタルインフラに係る情報システム関係予算の一括要求・一括計上（令和2年度予算案：府省共通34システム、約674億円を内閣官房IT室にて一括計上）
- ✓ 機動的かつ効率的、効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行（令和2年度）
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比）
- ✓ 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス等の推進等

- ✓ デジタル手続法に基づき行政手続のオンライン化を進め、国の手続件数の9割にわたってオンライン化を実現予定。毎年度計画を改定し対象を拡大。
- ✓ 登記事項証明書（令和2年度以降）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携の仕組みを整備し、順次、各手続における添付書類の省略を実現。
- ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続及び企業が行う従業員の社会保険・税に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人等に係る行政手続等の利便性向上のための法人デジタルプラットフォーム整備
- ✓ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進等

デジタルデバイス対策

- ✓ 行政のデジタル化に当たっては、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての人が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備

広報等の実施

- ✓ 専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報の実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ✓ 複数団体により共同でクラウド化を行う自治体クラウドを推進
- ✓ 業務プロセス・情報システムの標準化を推進
- ✓ AIを活用するためのガイドブック作成等によりAI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 本年度開催した「自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～」の継続実施
- ✓ クラウドサービスの利用等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討
- ✓ オープンデータの推進による地域の課題の解決の促進
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用促進等によるセキュリティ・IT人材の確保・育成
- ✓ デジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略として、官民データ活用推進計画の策定を推進

民間手続におけるデジタル技術の活用促進

- ✓ 各府省における法令に基づく民間手続のオンライン化の検討状況のフォローアップ

（出典：政府CIOポータルより）

(2) 静岡県の情報化政策の動向

静岡県では、10年後のICT社会の姿を見据え、どのようなICTが、どのような分野で利活用され、どのような社会変化をもたらすかなど様々な角度から検討を加えた上で、将来的なICT／データ利活用の方策として、平成30年3月に「静岡県高度情報化基本計画（ICT戦略2018）・官民データ活用推進計画」を策定しています。

① 静岡県の基本方針

ICTの現状やICT／データ利活用に係る課題を踏まえ、本計画の基本理念、基本戦略を定めるとともに、計画推進の視点を整理しています。

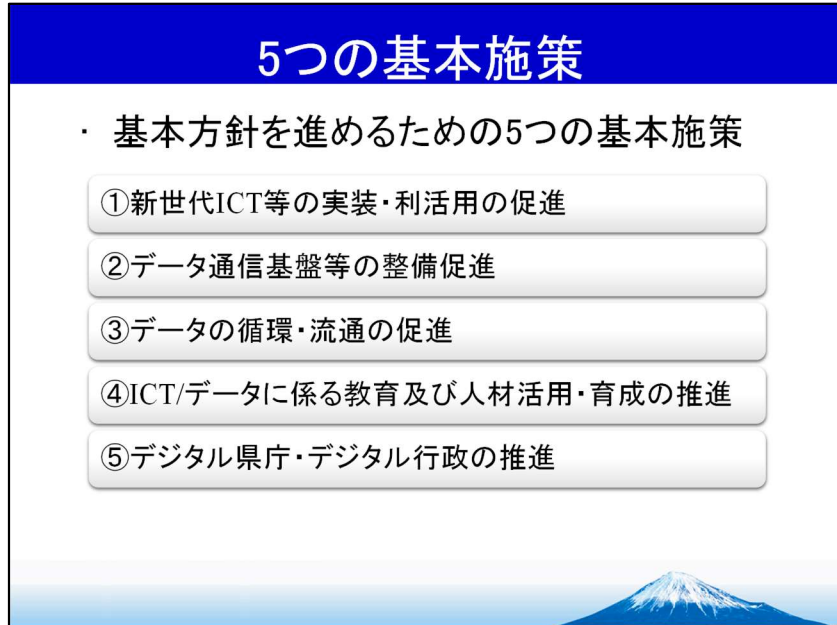
計画の基本方針

基本理念	基本戦略
<p style="text-align: center;">人とICT/データが織りなす 超スマート社会の実現</p> <p style="text-align: center;">～ICT/データ利活用により、富を生み、 士(人)を育み、豊かで快適な地域 社会を創る～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【超スマート社会】 あらゆる人がいきいきと快適な暮らしができ、 豊かで活力のある「人間中心の質の高い社会」</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新たな価値の創出 (富づくり) </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="text-align: center;"> 豊かで快適な 質の高い 地域社会創造 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ICT/データ利活用の人材 育成・養成(人づくり) </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 生活利便性・安全性の 向上(裾野の広がり) </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> </div>	<p>【①新世代のICT（IoT、AI等）への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新世代ICTの実用化を促進し、行政への導入検討、企業への導入支援 ・センサ等から得られるデータ通信基盤・環境整備と、整備 ・5Gや4K8Kの普及に対応できる環境整備と利活用 <p>【②デジタルデータの流通・利活用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データを重視したICT利活用のため、行政・企業のデータをデジタル化 ・社会全体でデータをオープン化を図る環境を整備し、利活用する ・データの活発な循環やビッグデータの流通を図る環境整備 ・AIが能力を発揮するためのビッグデータ等の利活用 <p>【③オープンイノベーションの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートデバイスと利活用アイデアを結合し、新たなICT・ソフトの実用化 ・民産学官連携・住民参加によるICT/データ利活用の提案・実証・実用化 ・異業種交流、分野横断的な情報連携し、有益なICTやソフト等を実用化 ・人とAIとの共存や連携を踏まえた適正なICT/データ利活用
<p style="text-align: center;">県総合計画の施策実現への貢献</p> <p>ICT/データ利活用による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な地域づくり ・未来を担う有徳の人づくり ・豊かな暮らしの実現 ・魅力の発信と交流の拡大 	<p style="text-align: center;">計画推進の視点</p> <p>【①民産学官連携、住民参加の促進】 民産学官連携・住民参加により、活発にICT/データ利活用する機会を作る</p> <p>【②教育、人材活用、人材育成・養成の推進】 ICT教育の充実とともに、有識者等の人材活用と専門的な技術を有する人材や指導者となる人材育成・養成をする</p> <p>【③セキュリティの重視】 リスク・情報管理の徹底、サイバー攻撃・ウイルス対策強化</p>

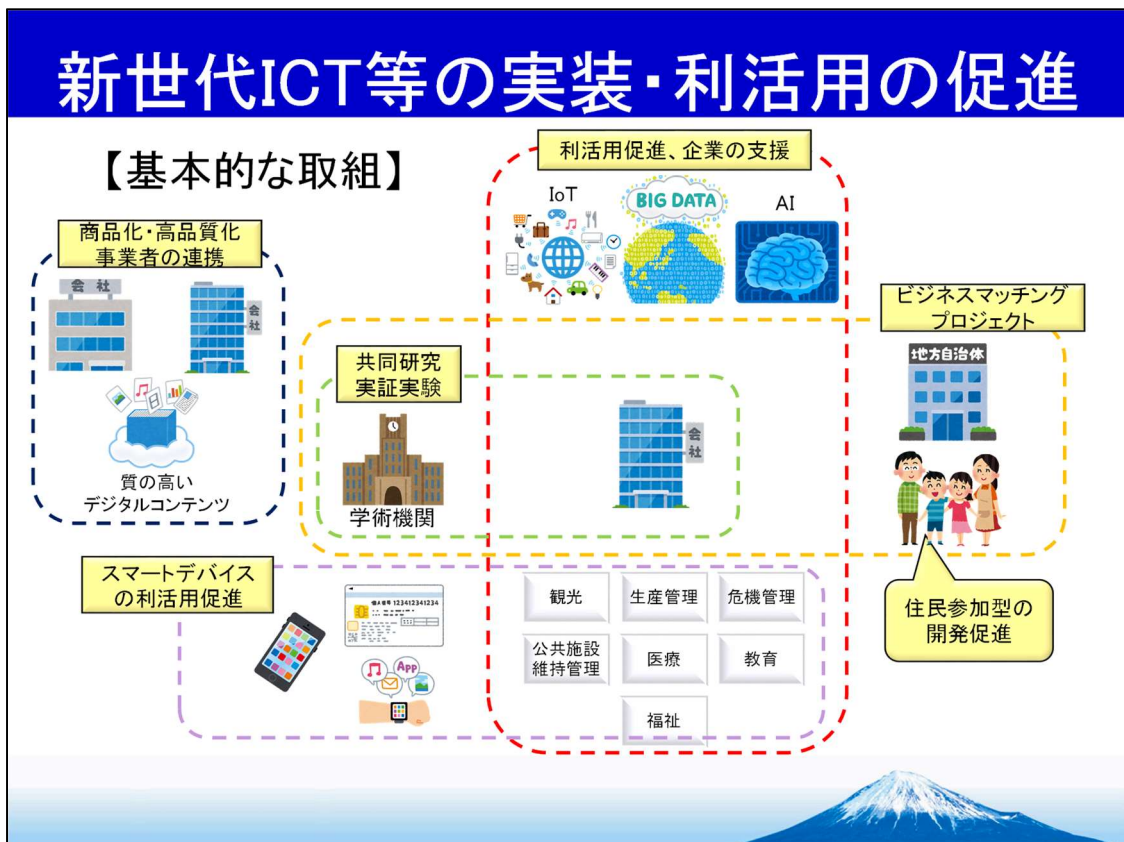
(出典:「静岡県高度情報化計画（ICT 戦略 2018）・官民データ活用推進計画」（概要版））

② 静岡県の基本施策

基本方針を進めるため、次の5つの柱を基本施策としています。



(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))



(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))

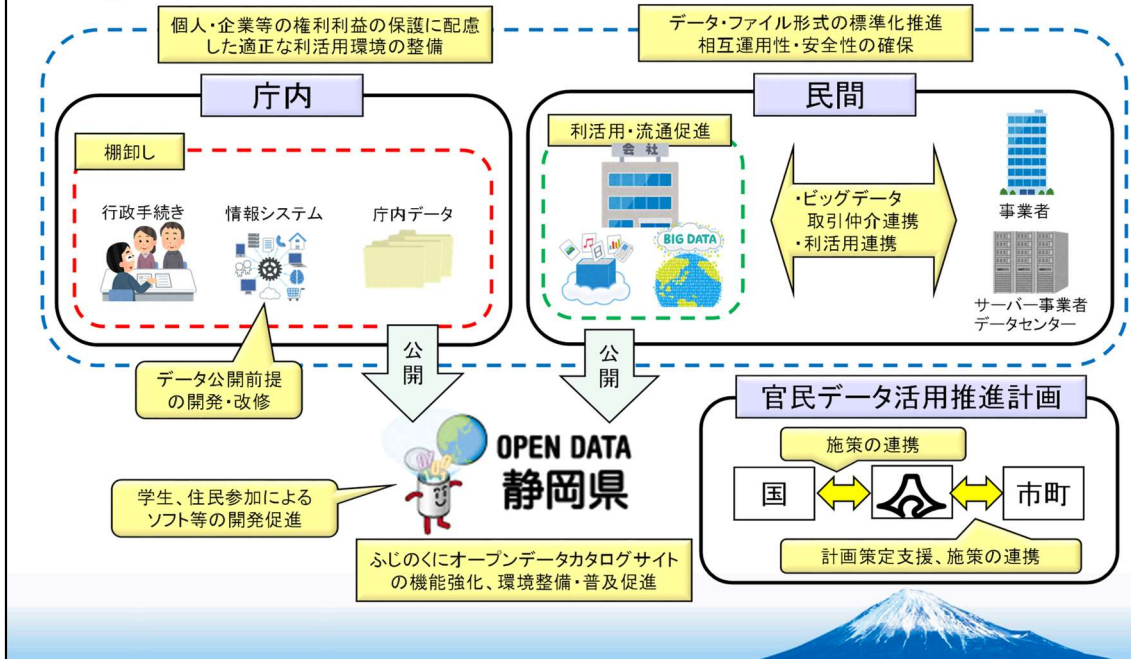
データ通信基盤等の整備促進

- 誰でもいつでもどこでも情報にアクセスできる。

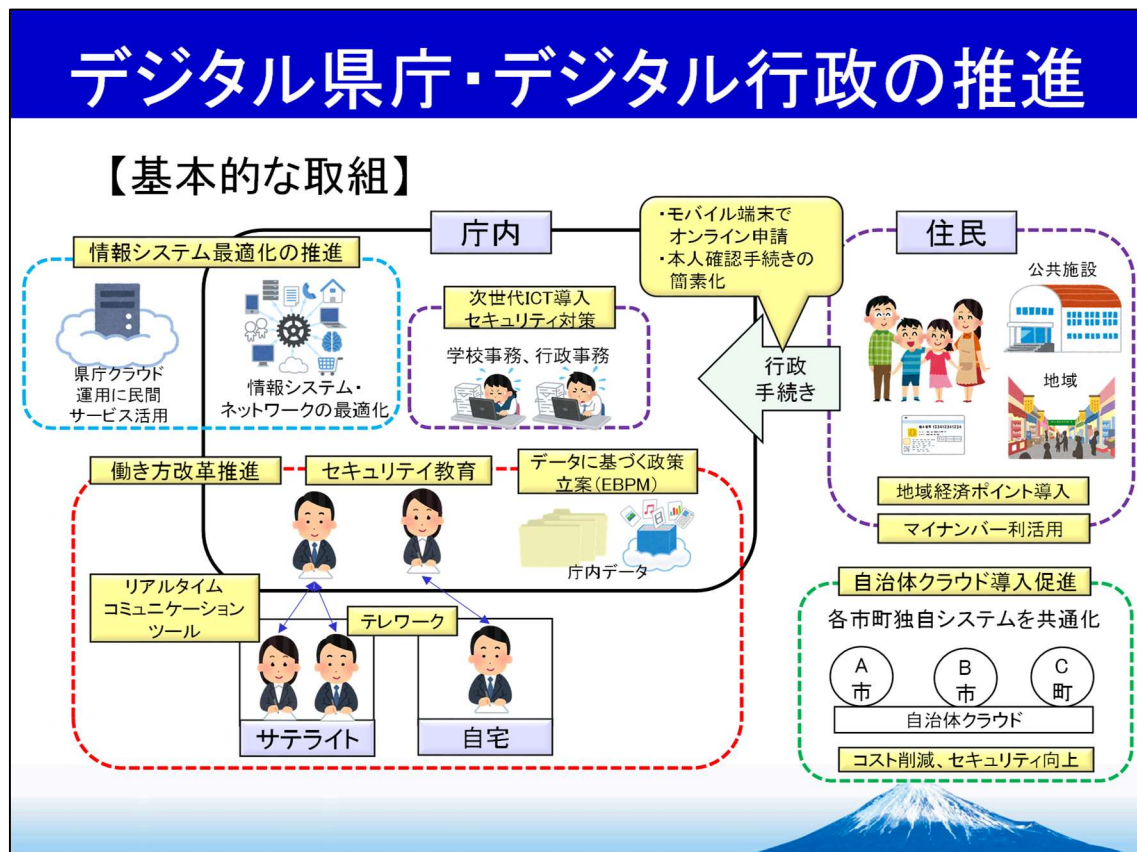
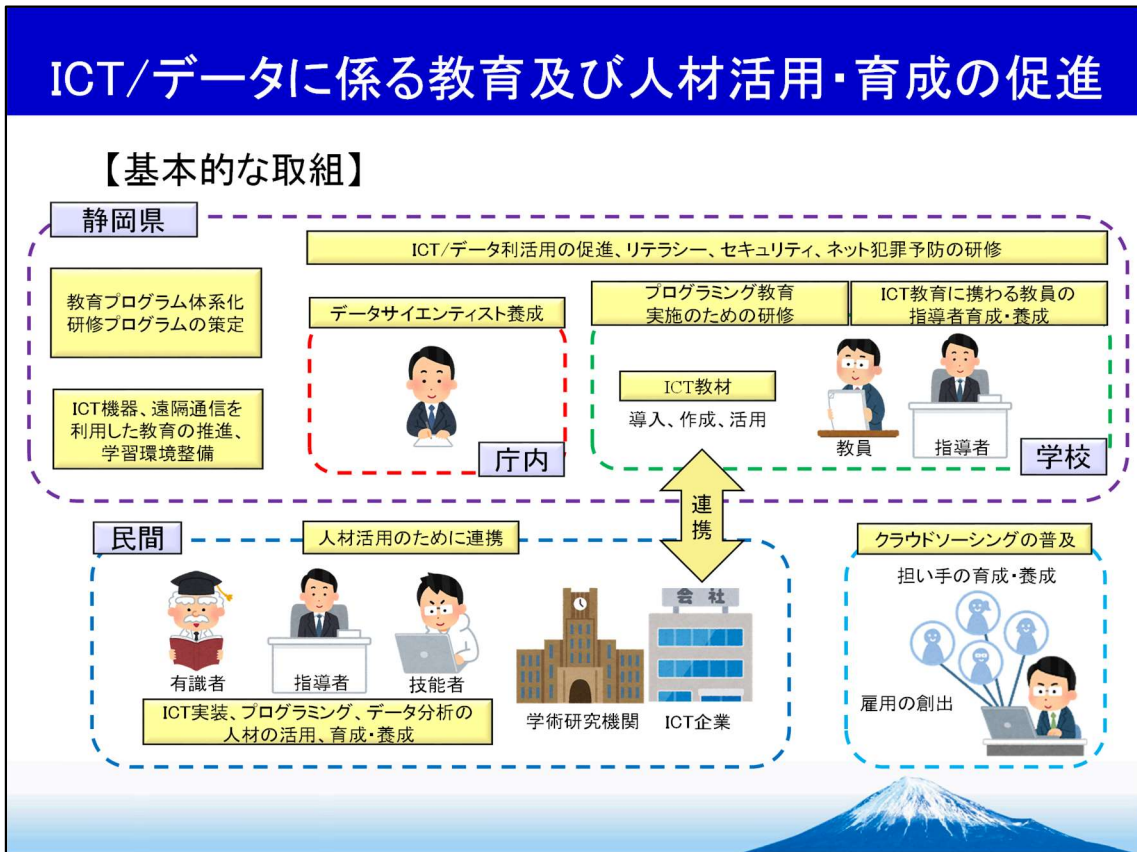


データの循環・流通の促進

【基本的な取組】



(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))



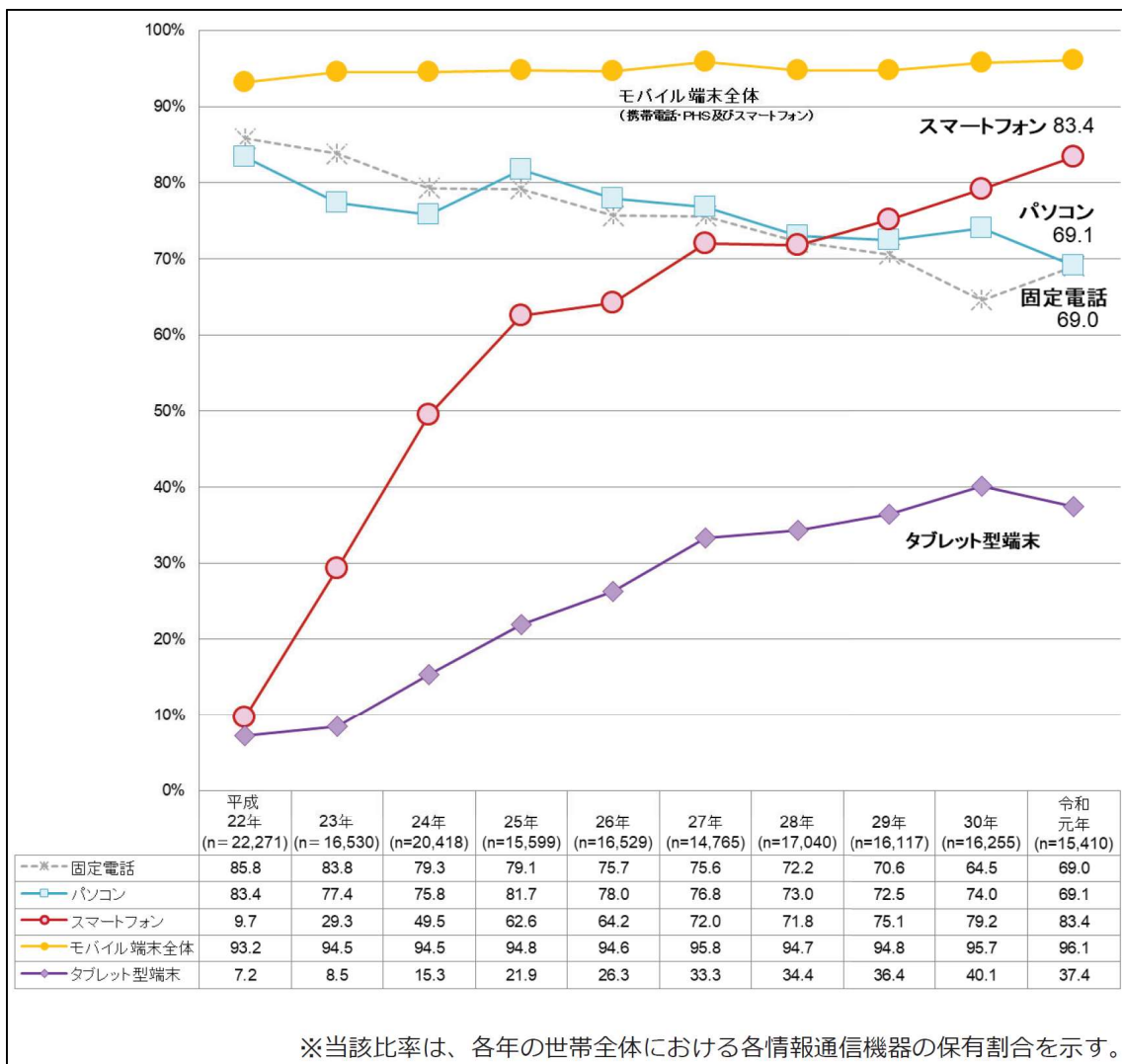
(出典:「静岡県高度情報化計画 (ICT 戦略 2018)・官民データ活用推進計画」(概要版))

(3) 社会の変化

① 国民からの視点

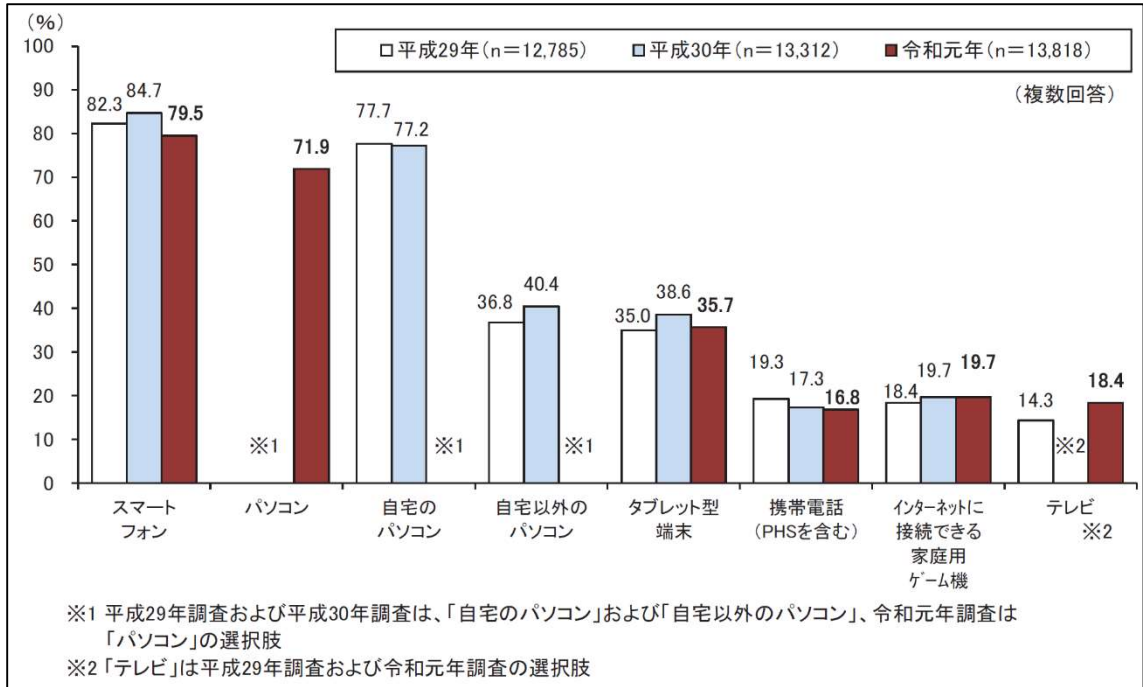
・ 情報通信機器の世帯保有率の推移

令和元年の調査では、世帯の情報通信機器の保有状況をみると、「スマートフォン」を保有している世帯が「パソコン」と「固定電話」を上回り一番高い割合となっている。



・インターネット利用機器

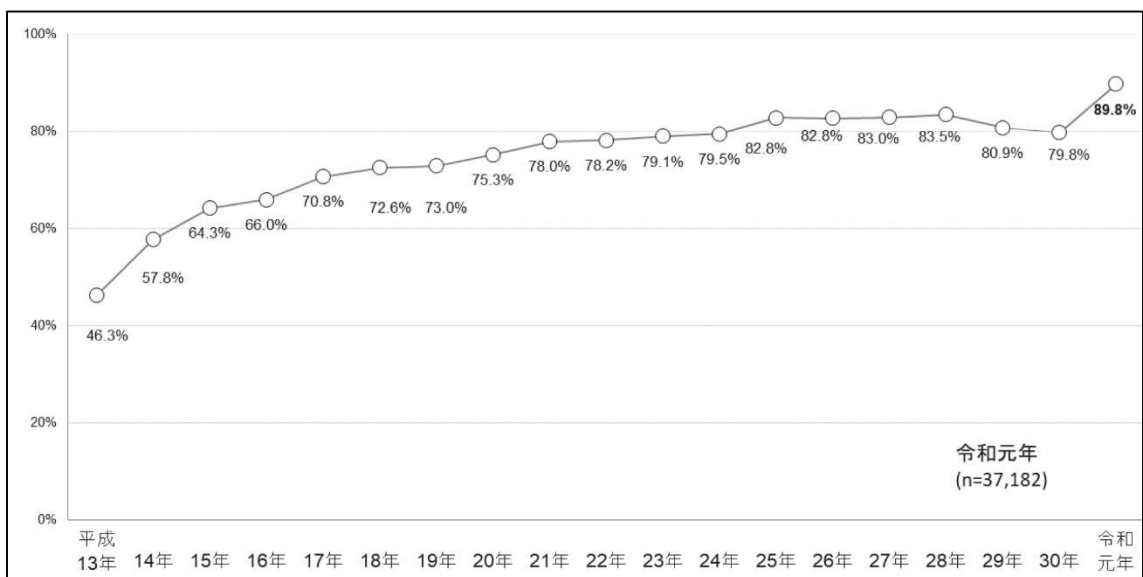
平成29年から令和元年まで、いずれも、過去1年間にインターネットを利用した人がある世帯の、インターネットを利用した機器は「スマートフォン」が「パソコン」を上回っている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・インターネット利用者の割合

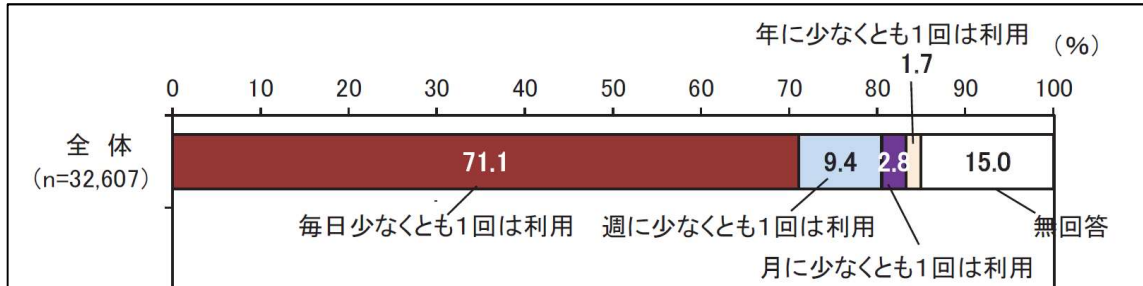
平成21年から平成30年までは8割程度でほぼ横ばいとなっていたが、令和元年では89.8%とほぼ9割となっている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・インターネット利用頻度

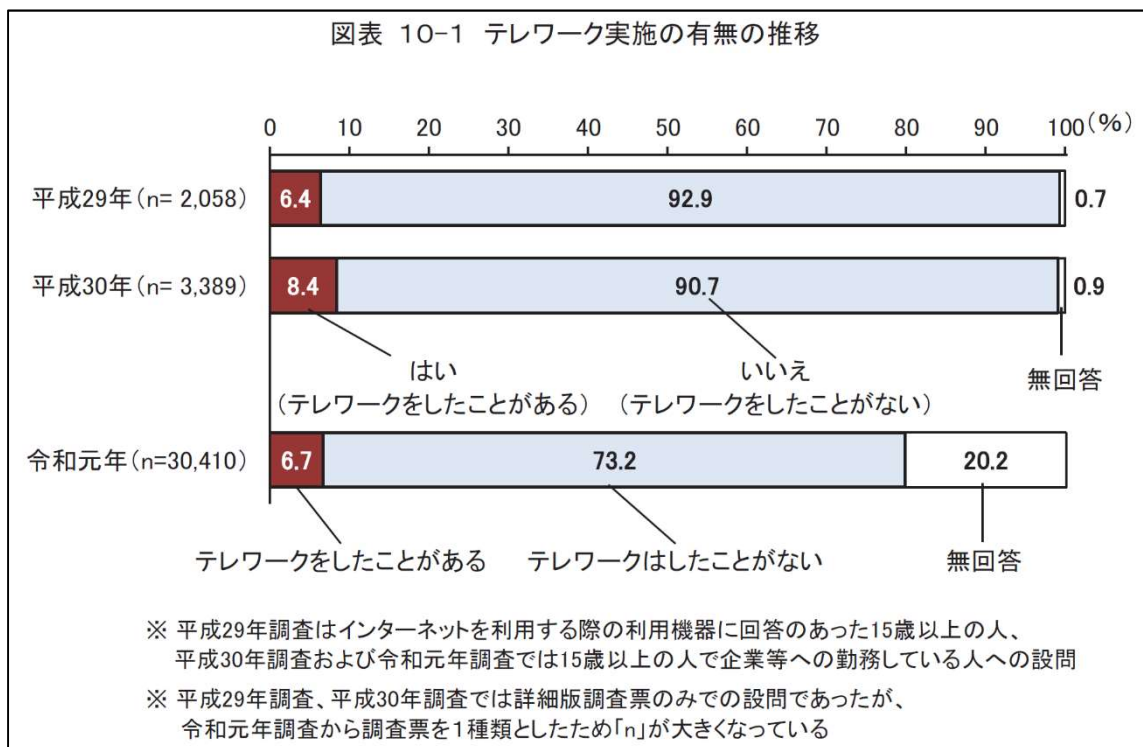
令和元年の調査では、「毎日少なくとも1回は利用」の割合が約7割となっている。



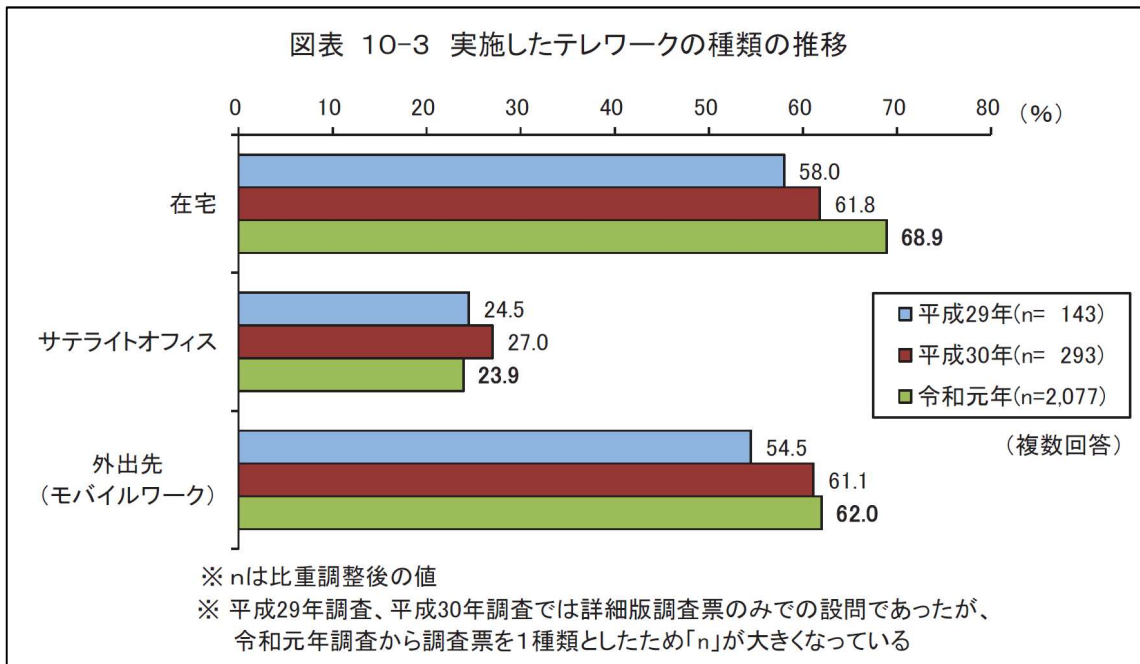
(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・テレワークについて

令和元年の調査では、テレワークをしたことがある割合は6.7%となっている。実施したテレワークの種類は「在宅」及び「外出先」が多くなっている。テレワークの経験がない人におけるテレワーク実施の意向については、「希望する」が15.9%となっている。

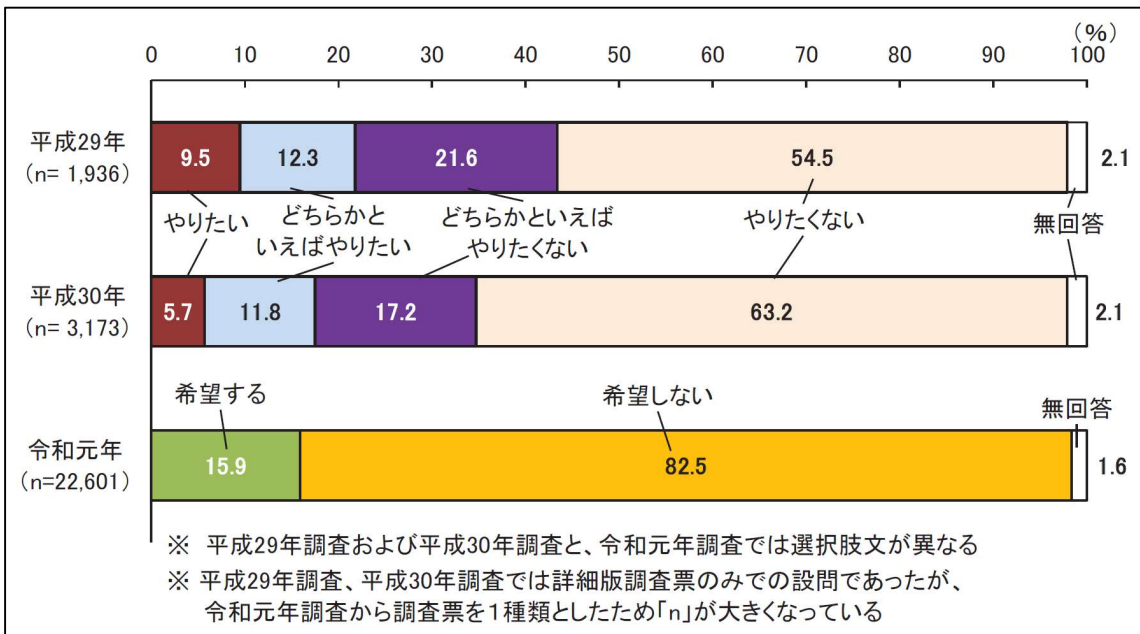


(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

テレワーク実施希望の有無の変遷



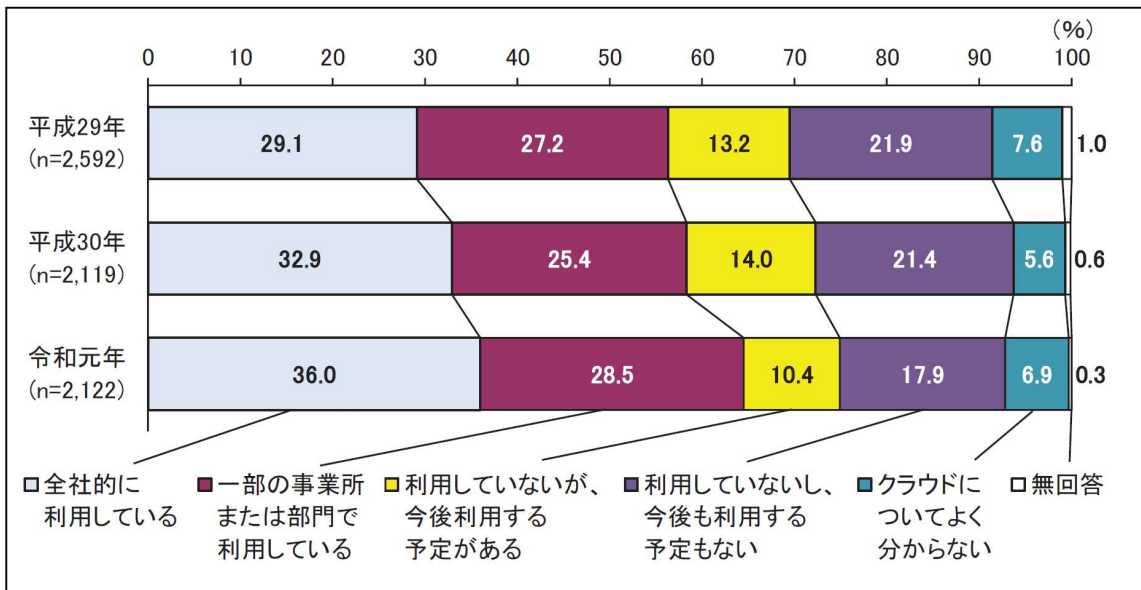
(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

② 企業からの視点

・クラウドサービスの利用状況及び効果

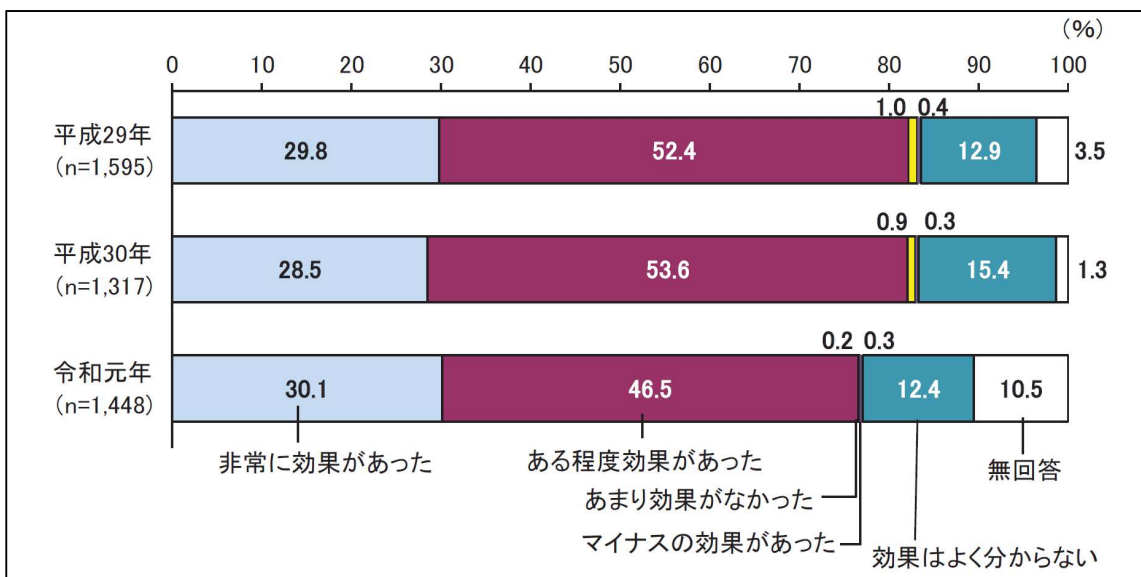
令和元年の調査では、クラウドサービスを利用している企業の割合は6割以上となっている。クラウドサービスの利用に対し、効果があったと回答した企業の割合は76.6%となっている。

クラウドサービスの利用状況の推移



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

クラウドサービスの効果の推移

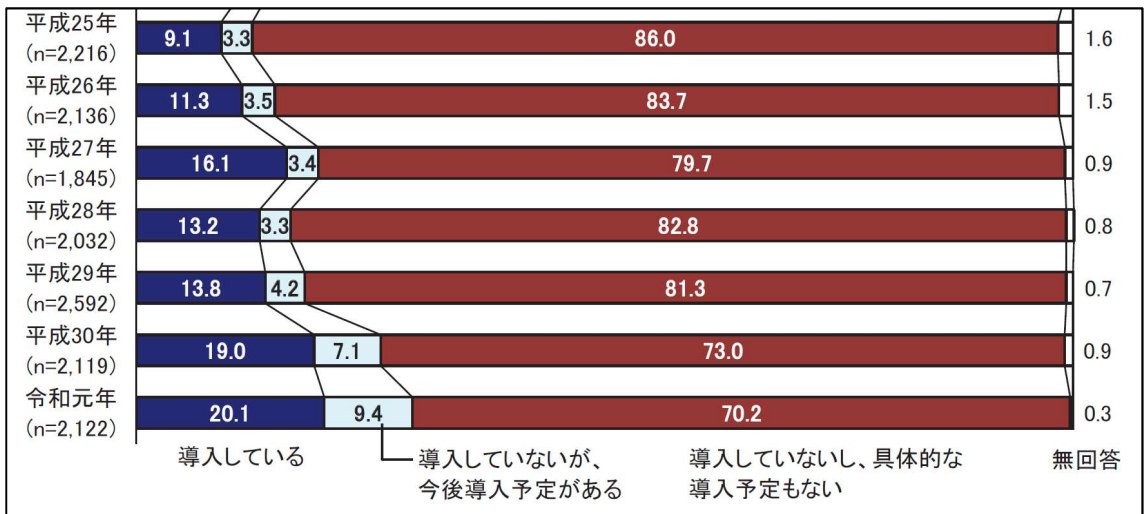


(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・テレワークの導入状況及び効果

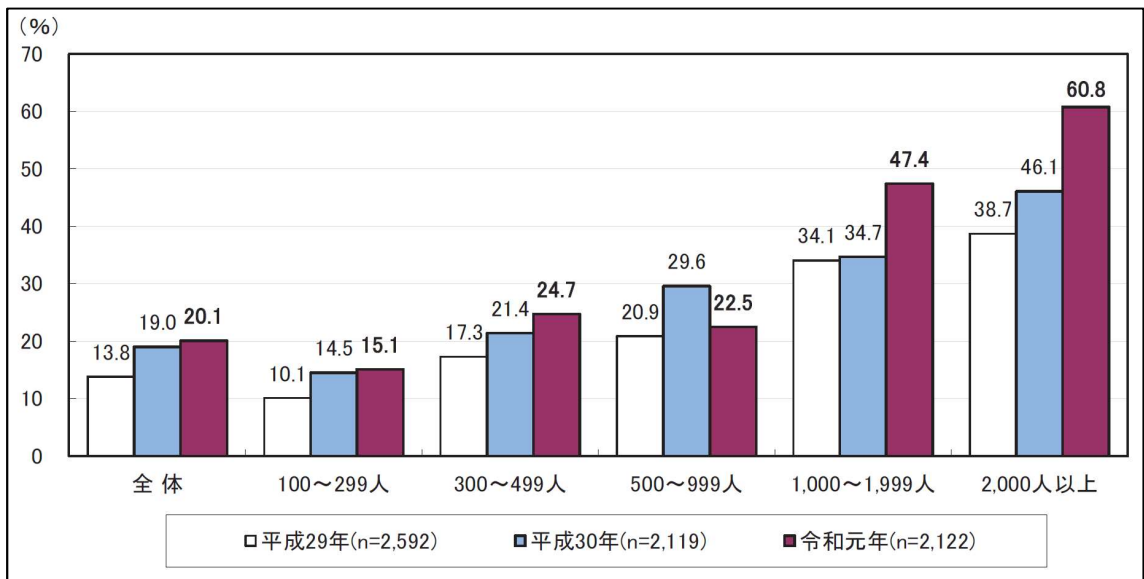
令和元年の調査では、テレワークを導入している企業の割合が20.1%となっている。従業員規模別にみると2,000人以上の企業では60.8%となっている。また、8割以上の企業がテレワーク導入に効果があったとしている。

テレワークの導入状況の推移



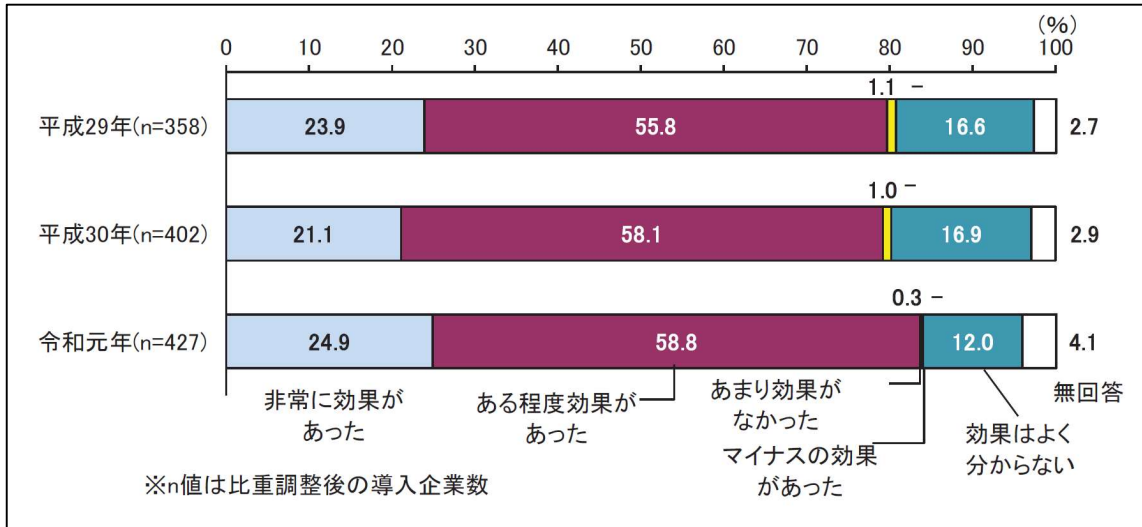
(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

テレワークの導入状況の推移 (従業員規模別)



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

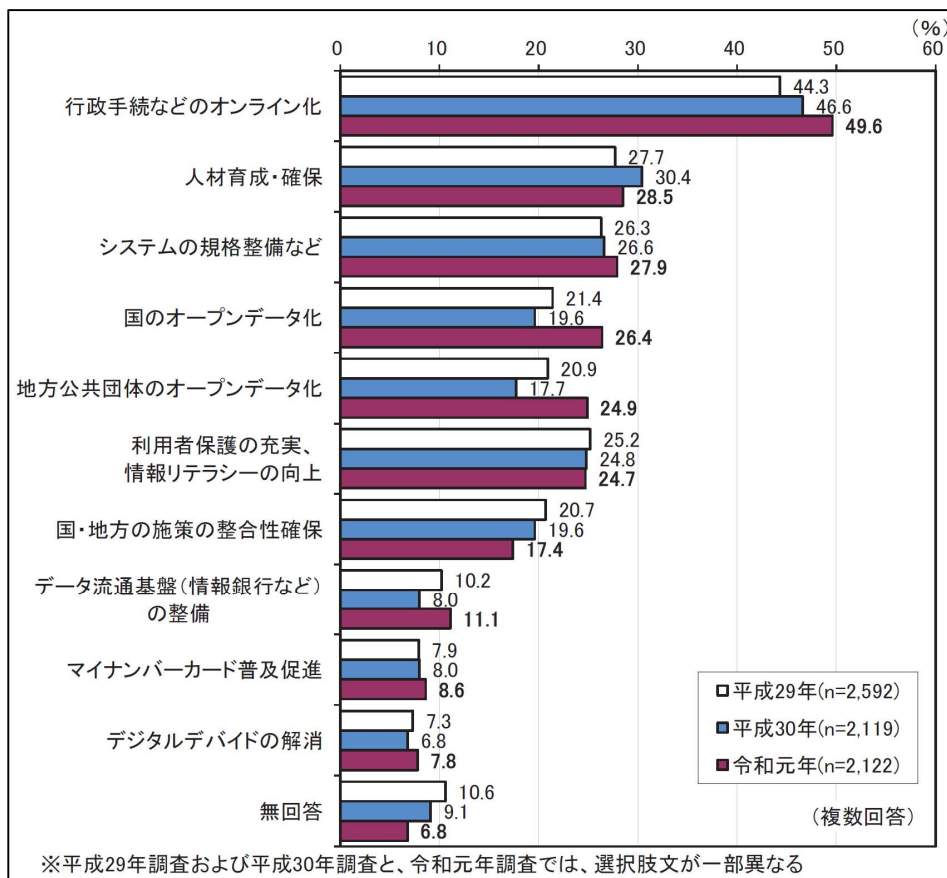
テレワークの効果の推移



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・ICT利活用促進のために国や地方公共団体に求める役割

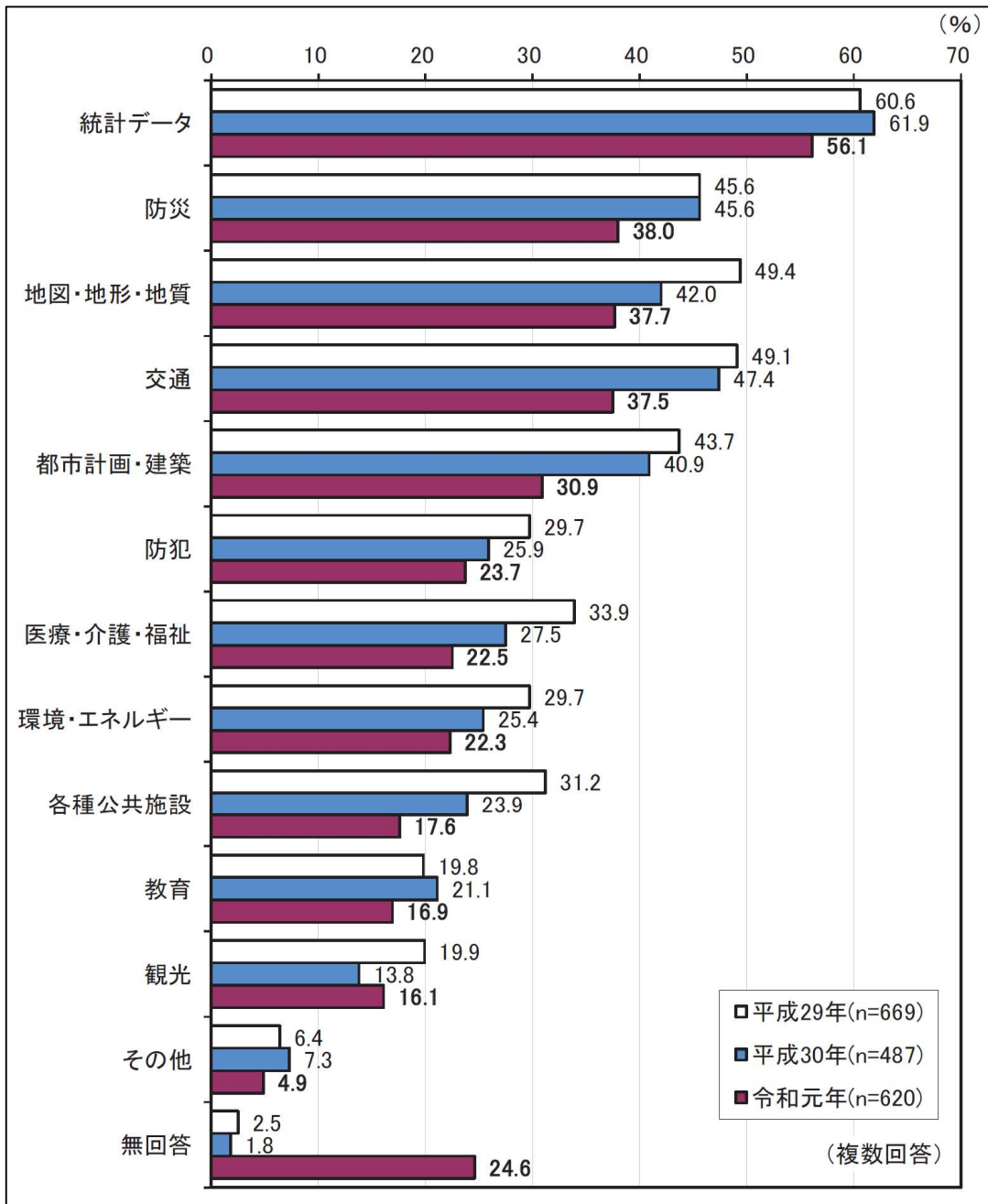
令和元年の調査では、「行政手続などのオンライン化」が49.6%と最も高くなっている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

・オープンデータ化を希望するデータ

令和元年の調査では、国や地方公共団体にオープンデータ化を求める企業における、希望するデータ公開の種類については、「統計データ」が最も高く、次いで「防災」、「地図・地形・地質」、「交通」などとなっている。



(出典:総務省「令和元年通信利用動向調査」)

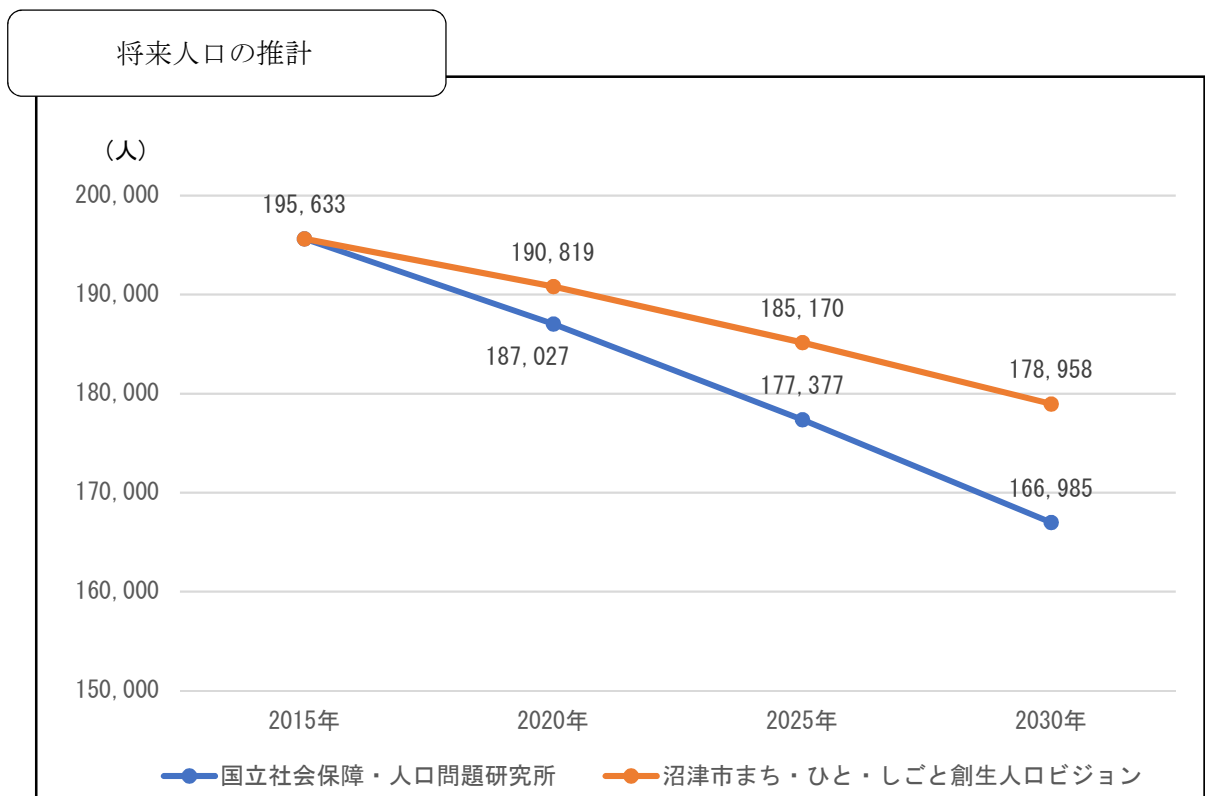
(4) 沼津市の人口

本市の人口は、1995年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が2018年3月に発表した人口推計では、第5次沼津市総合計画の目標年次である2030年においては、166,985人になると予測されています。

人口の減少は、居住環境の維持や労働力の確保が困難となり、地域経済の縮小や税収の減少を招くなど、社会経済や市民生活全体に対して大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、将来にわたり本市の活力を維持していくために、可能な限り今後の人口減少を抑制していくことが必要です。

第5次沼津市総合計画では、計画の目標年次である2030年における人口を「179,000人」と設定しています。



(出典:沼津市「第5次沼津市総合計画」)

4 計画の位置づけ・方針等

(1) 計画の位置づけと期間

① 本計画の位置づけ

- ・第5次沼津市総合計画の分野別計画

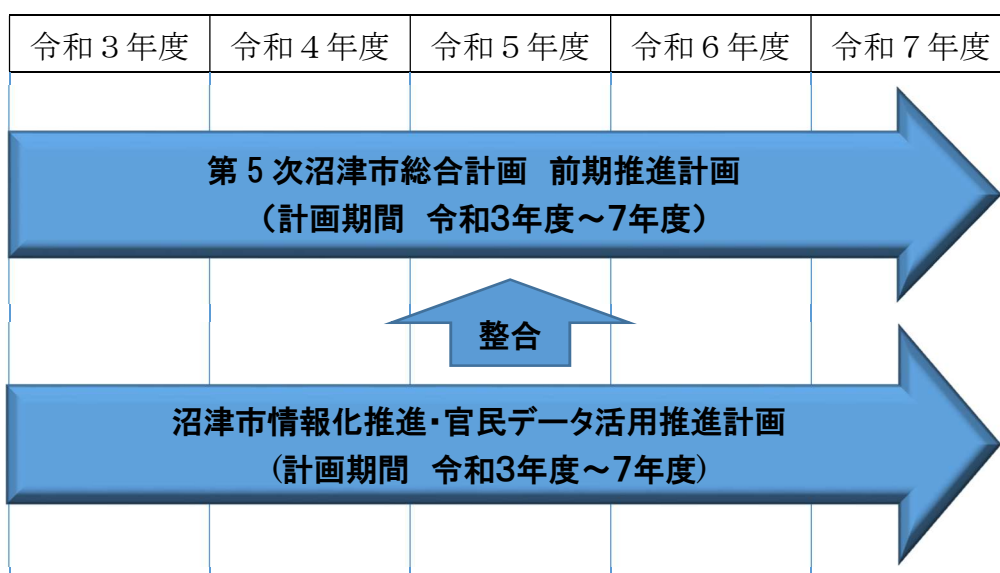
本市の最上位計画である第5次沼津市総合計画に基づく情報化の推進に関する基本的な計画として位置付けます。

- ・官民データ活用推進基本法に基づく計画

官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく市町村官民データ活用推進計画としても位置付けます。

② 計画期間

計画期間は、第5次沼津市総合計画と開始時期を合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の急激な変化等により、必要が生じた場合には、本計画の検証や見直しを行います。



(2) 方針

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や国際化の進展など社会情勢が大きく変化する中、近年の急速なデジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、市民のライフスタイルや働き方なども変化しています。こうした本市を取り巻く環境の変化に対応した情報化施策を進めるため、「利用者視点での市民サービスの向上」・「ICTの利活用による業務効率化と行政サービスの質の向上」を図っていきます。

① 利用者視点での市民サービスの向上

本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、市民の利便性を向上させるために、電子申請の利用範囲の拡大や、本市が保有するデータのオープンデータ化の推進等、利用者の視点に立った行政のデジタル化に、積極的に取り組んでいきます。

なお、デジタル化の推進に当たっては、デジタル3原則※を基本とします。

② ICTの利活用による業務効率化と行政サービスの質の向上

現在、国では今後のデジタル化推進に向け、書面・押印・対面を求める法令・慣行の早急な見直しや、自治体の業務システムの統一・標準化に向けた検討が行われています。

本市の各業務においても、積極的にICT等の新技術を活用することにより、更なる業務効率化と生産性の向上を図るとともに、限りある経営資源を有効に活用した行政サービスの質の向上に取り組んでいきます。

※ デジタル3原則

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッド・ワンストップ：複数の手続・サービスをワンストップで実現する

(3) 推進に当たっての留意事項

① 人材育成の推進

ICTは急速に高度化・多様化しており、これを利活用するためには、それに対応する知識や技能が必要になります。また、ICTを利用した悪意ある攻撃等は日増しに高度化しており、情報セキュリティの対策の知識や技能が求められることから、各部署のIT推進担当職員を中心に研修を実施し、ICTを活用できる人材育成を図ります。

② 業務システム更新の考え方

業務システムの更新に当たっては、国による業務システム統一・標準化を見据えつつ、効率的で災害に強い業務基盤を構築するため、システム機器等を庁舎内で保有・管理する形式から、外部のデータセンターを活用したクラウド形式や、他自治体との共同利用等への移行を進めていきます。

③ 他の計画等との整合性

ICT等の新技術を活用したマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市の実現に向けた取組など、ICTを活用する他の計画等との整合性を図ります。

④ 情報資産の連携や統合

ICTを活用した情報資産について、各システム・サービスの相互連携及びシステムの統合やサービスの入口を同一にするなど、市民等利用者の視点から、情報資産の連携や統合を図ります。

⑤ 情報資産の汎用性

ICTを活用したサービスは多種多様であり、今後も様々な需要が高まることが予想されることから、情報資産の汎用性を考慮しながら、システム導入や更新を進めていきます。

第2章 個別施策の概要

施策について、第5次沼津市総合計画のまちづくりの8つの柱及びデジタル行政の推進ごとの分類並びに官民データ活用推進基本法に基づく官民データ活用の推進に関する基本的施策ごとに分類すると以下のようになります。※

1 第5次沼津市総合計画のまちづくりの8つの柱等の分類

(1) 自分らしいライフスタイルを実現できるまち

	施策名	ページ
1-1	統合型地理情報システムの活用	38
1-2	投開票事務の効率化	39
1-3	NPO 法人情報のオープンデータ化や ICT を活用した支援	40
1-4	キャッシュレス決済導入の検討	41
1-5	テレビ通訳サービスを活用した多言語相談窓口の運営	42

※ 各分類にまたがる施策については、特に貢献度が高い分類に記載しています。

(2) ヒト中心で都市的魅力にあふれるまち

	施策名	ページ
2-1	ICTを活用したまちあるき	44
2-2	自動運転などの新技術の検証	45
2-3	公共交通マップの活用	46
2-4	デジタルサイネージの設置(バス運行情報)	47
2-5	バス運行状況のオープンデータ化	48

(3) 力強い産業を牽引するまち

	施策名	ページ
3-1	農業担い手の確保・育成支援	50
3-2	就活における企業と学生等とのマッチング支援	51
3-3	商店街等のIT化(キャッシュレス決済・ネット販売等)の対応支援	52
3-4	新たな成長産業の育成	53

(4) 地域の宝を活かすまち

	施策名	ページ
4-1	移住・定住の促進に係る情報発信	55
4-2	災害時を含めた市民等が利用できる無線 LAN 環境の整備	56
4-3	旅行者向け情報発信、インバウンドの誘客促進	57
4-4	ICT を活用した文化財情報の電子化	59

(5) 安心して子どもを産み育てられるまち

	施策名	ページ
5-1	学校の ICT 環境整備	61
5-2	ICT に関わる教育の推進	63
5-3	図書館電子化推進事業	65

(6) 笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち

	施 策 名	ページ
6-1	児童や高齢者の見守り支援事業	67
6-2	ICTを活用した調査業務の推進	68
6-3	高齢者へのICT活用のサポート	69

(7) 安全・安心のまち

	施 策 名	ページ
7-1	ICTを活用した防災・減災	71
7-2	ICTを活用した河川、道路等の遠隔監視	72
7-3	道路管理情報システムの活用	73

(8) 環境と共生する持続可能なまち

	施 策 名	ページ
8-1	ごみ分別アプリの活用	75
再掲	自動運転などの新技術の検証	45
再掲	公共交通マップの活用	46

(9) デジタル行政の推進

	施 策 名	ページ
9-1	申請業務のオンライン化の推進	77
9-2	マイナンバーカードの普及	78
9-3	オープンデータの推進	79
9-4	先端技術(RPA、AI等)の活用の拡大	80
9-5	ICTを活用した多様な働き方改革	81
9-6	情報システム最適化の推進	82
9-7	電子決裁の推進	83
9-8	ICTを活用した公用車予約照会	84
9-9	部分的な庁内無線 LAN の推進	85
9-10	ICTを活用した議会関係システムの利用推進	86

2 官民データ活用の推進に関する基本的施策ごとの分類

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組	ページ
キャッシュレス決済導入の検討	41
テレビ通訳サービスを活用した多言語相談窓口の運営	42
商店街等の IT 化（キャッシュレス決済・ネット販売等）の対応支援	52
申請業務のオンライン化の推進	77
(2) 官民データの容易な利用等に係る取組	
NPO 法人情報のオープンデータ化や ICT を活用した支援	40
バス運行状況のオープンデータ化	48
道路管理情報システムの活用	73
オープンデータの推進	79
(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組	
申請業務のオンライン化の推進（再掲）	77
マイナンバーカードの普及	78
(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組	
就活における企業と学生等とのマッチング支援	51
学校の ICT 環境整備	61
ICT に関わる教育の推進	63
高齢者への ICT 活用のサポート	69
(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組	
ICT を活用した調査業務の推進	68
先端技術（RPA、AI 等）の活用の拡大	80
ICT を活用した多様な働き方改革	81
情報システム最適化の推進	82
電子決裁の推進	83
ICT を活用した公用車予約照会	84
部分的な庁内無線 LAN の推進	85

第 3 章 個別施策の詳細

個別の施策について、施策管理シートを作成し、現状の課題に対して、どのような目的をもって、今後の取組を行っていくか評価指標を設定し、スケジュールを管理しています。

沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画 施策管理シート

施策名					施策No.	
担当部署						
現状・課題	現在の状況、求められていること、課題等					
目的	施策を実施する目的や事業の在り方等					
今後の取組	今後、取り組んでいく内容					
評価指標	基準値	事業の達成状況を把握するため、評価指標を設定し記載				
	目標値					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	年度別のスケジュールを立て、事業を実施する計画					

1 自分らしいライフスタイルを実現できるまち

	施策名
1-1	統合型地理情報システムの活用
1-2	投開票事務の効率化
1-3	NPO 法人情報のオープンデータ化や ICT を活用した支援
1-4	キャッシュレス決済導入の検討
1-5	テレビ通訳サービスを活用した多言語相談窓口の運営

No.	1-1	施策名	統合型地理情報システムの活用				
担当部署	企画部ほか地理情報所管課						
現状・課題	各業務での情報共有化、保守管理コストの縮減等を図るため、全庁内に分散していた地理情報システム（GIS）を統合したシステムを活用している。						
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地理情報を一元的に管理することで、庁内における事務の効率化を促進する。 ・データの利活用を通じた地域経済の活性化や、平常時及び災害時の安全・安心に関する地理情報の共有を図る。 						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地理情報の一元管理による庁内業務の改善の促進。 ・統合型 GIS を利活用できる人材の育成。 ・公開型 GIS の検討及び導入。 						
評価指標	基準値	統合型 GIS を利活用できる人材育成のための職員研修会の実施回数					
	目標値	研修会の開催 年1回以上					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		

No.	1-2	施策名	投開票事務の効率化			
担当部署	選挙管理委員会事務局					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、各種選挙の投票事務に当たり、64カ所の当日投票所、5カ所の期日前投票所の運営のため、約500名の事務従事者を必要とするが、毎回人員確保に苦慮している。 開票事務についても、毎回約300名の人員を必要とするが、候補者多数の選挙の場合、開票完了が翌日未明に及ぶため、人員確保が年々難しくなっている。 昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から三密回避のため、投開票事務の少人数化が望まれる状況となっている。 					
目的	名簿対照及び投票用紙交付事務への当日投票システムの導入、開票分類事務への読取分類機の導入といった事務の機械化により、投開票事務の省力化を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 投開票事務の機械化事例の情報収集。 当日投票者管理システム導入、事務の機械化の他市先進事例の情報収集。 					
評価指標	基準値	前回の同一選挙の開票時間及び事務従事者数				
	目標値	基準値未満				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	<p>投票事務簡素化事例の情報収集</p> <p>電子投票システム等を用いた他市事例の情報収集</p>					

No.	1-3	施策名	NPO 法人情報のオープンデータ化や ICT を活用した支援				
担当部署	企画部						
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 活動への市民参加を呼び掛けることに苦慮している法人がある。 ・NPO 法人の社員が高齢化するなど、新たな活動の担い手が見つからず、活動規模を縮小したり解散する法人がある。 ・民間企業が「ボランティア参加機会の提供と情報拡散」を目的としたシステムを開発し、実証実験を行っている。今後も、このようなシステムが開発される可能性がある。 						
目的	NPO 法人に対し、上記のシステムに限らず、有効と思われるシステムについて、情報の提供をしていくことにより、NPO 活動に参加する人を増やし、NPO 法人の活動強化につなげていく。						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民間等が持つ情報発信ツールの情報収集。 ・NPO 法人に対する情報提供の充実。 ・NPO 法人情報のオープンデータ化。 						
評価指標	基準値	NPO 法人情報のオープンデータ化率 0% (令和元年度末)					
	目標値	NPO 法人情報のオープンデータ化率 100% (令和7年度末)					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		

No.	1-4	施策名	キャッシュレス決済導入の検討			
担当部署	企画部、市民福祉部、水道部、病院事務局、出納事務局					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス化は現在国を挙げて推進している施策であり、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）においては、令和7年までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指すとしている。 ・キャッシュレス化については、現金を持ち歩かずに支払いができるなど利用者の利便性の向上につながるため、行政の窓口においてもキャッシュレス化を望む声が出てきている。 ・キャッシュレス決済の導入については、決済事業者に支払う手数料が高額であること、現金領収書をその場で発行できないこと、パスポート発行時における国の手数料の取扱い、会計規則変更やシステム対応などの課題がある。 					
目的	キャッシュレス決済導入に向けて必要となる検討を進め、将来的に利用者の利便性の向上を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・先行自治体の導入事例を踏まえ、市民窓口・公共施設におけるキャッシュレス決済導入の検討。 ・導入しやすい窓口・決済事業者を選定し、早い段階でテスト導入（実証実験）を実施。 ・実証実験を踏まえた導入。 					
評価指標	基準値	キャッシュレス決済導入業務数 1業務（令和元年度末）				
	目標値	キャッシュレス決済導入業務数 3業務（令和7年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	1-5	施策名	テレビ通訳サービスを活用した多言語相談窓口の運営		
担当部署	企画部				
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内に、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の通訳を配置して、外国人住民の相談等に対応しているが、それ以外の言語に対応できていない。 タブレット端末を導入し翻訳アプリを使用しているが、音声の誤認識が多く、単語の確認程度の翻訳しか行えないため、翻訳が正確性に欠け円滑な相談対応が困難であり、行政相談に適していない。 				
目的	増加する外国人住民の相談や行政手続補助に幅広く対応し、外国人住民の安心した生活につなげるため、テレビ通訳サービスを活用し、多言語相談体制の充実を図る。				
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> テレビ通訳サービスを活用した多言語相談窓口の運営及び周知。 外国人住民向け SNS の立ち上げ、市の各種行事等の情報発信。 				
評価指標	基準値	オンライン含めた外国人の相談件数 1,642件/年（令和元年度）			
	目標値	オンライン含めた外国人の相談件数 2,000件/年（令和7年度）			
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

2 ヒト中心で都市的魅力にあふれるまち

	施策名
2-1	ICTを活用したまちあるき
2-2	自動運転などの新技術の検証
2-3	公共交通マップの活用
2-4	デジタルサイネージの設置(バス運行情報)
2-5	バス運行状況のオープンデータ化

No.	2-1	施策名	ICTを活用したまちあるき			
担当部署	産業振興部					
現状・課題	<p>沼津駅周辺、沼津港、狩野川河川空間など中心市街地の回遊性の向上を図る必要があるため、沼津の情報共有をするディスプレイ・沼津の良さを体験するフィールドワーク等をワークショップ形式で実施し、手書きのまちあるきマップを作成した。また、市内の書店や図書館で、当該マップを文庫本サイズのブックカバーにして配布した。</p>					
目的	<p>中心市街地の魅力を多様な媒体を通じて、市民や観光客等に伝えることにより、更なる中心市街地の回遊性を図る。</p>					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・中心商店街の魅力を伝える冊子を作成するとともに、様々な媒体を通じて、情報発信を図る。 ・まちなか居住の施策と連動した取組を推進することで、日常的なにぎわいの創出を図る。 					
評価指標	基準値	中心市街地歩行者通行量 68,687人（令和2年度）				
	目標値	中心市街地歩行者通行量 100,000人（令和7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	2-2	施策名	自動運転などの新技術の検証			
担当部署	都市計画部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月に約1カ月間、EVバスの試験運行を行い、令和2年1月には静岡県が進める「しずおか自動運転 ShowCASE プロジェクト」と連携し10日間の自動運転車両の実証実験を実施。 利用者数の減少による路線バスの減便やドライバー不足から公共交通を維持することが課題の中、令和2年3月から沼津駅-沼津港間においてバス事業者によるEVバスの本格運行が始められている。 					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 観光者数が増加している沼津港など、移動ニーズの高いポイントへのアクセスを容易にし、公共交通の利用促進を図る。 自動運転技術を導入した車両を過疎地域などの公共交通不便地域で運行することにより、高齢者等をはじめとする地域住民の移動手段を確保するとともに、乗務員不足の解消など交通事業者の事業継続性を高める。 					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 住民や観光客の移動ニーズの高い地域において、自動運転など新たな移動手段を検討し、社会実験を実施する。 自動運転に関する情報収集。 					
評価指標	基準値	自動運転等社会実験回数 1回（令和元年度）				
	目標値	自動運転等社会実験回数 延べ5回（令和3～7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	2-3	施策名	公共交通マップの活用			
担当部署	都市計画部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにて沼津市公共交通 de おでかけマップを公開しており、その中でバス停やバスの乗り方、お得な乗車券等を案内している。地図アプリを利用することにより、GPSで正確な位置情報をスマートフォンで確認することも可能である。 利用者数の減少による路線バスの減便やドライバー不足から公共交通を維持することが課題となっている。 					
目的	公共交通マップやアプリによりバス路線の情報等を提供することで、誰でも気軽にバスが利用できる環境を整備し、公共交通の利用促進を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通マップ等公共交通情報の周知・啓発に努める。 バスロケーションサービス等との連携や、バス等公共交通機関の利便性を高める施策を検討する。 					
評価指標	基準値	公共交通マップのダウンロード数 250 件/年（令和元年度）				
	目標値	公共交通マップのダウンロード数 500 件/年（令和7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
<p>マップの更新 → 公共交通情報の周知・啓発 利用者ニーズに合わせたマップの更新</p> <p>バスロケーションシステムの導入促進 → 各種マップとの連携</p>						

No.	2-4	施策名	デジタルサイネージの設置（バス運行情報）			
担当部署	都市計画部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や観光客など多くの利用者が集まる沼津駅において、バスの運行情報がわかりにくい状況がある。 ・沼津港におけるバス乗り場が事業者ごとに異なる場所に設置されていることから、利用者にとって使いづらい状況になっている。 ・静岡県が平成27年に策定した「沼津港みなとまちづくり推進計画」において、内港北側に観光バスや路線バス、タクシーなどの乗降場の整備を行うバスターミナル化が計画されている。 					
目的	沼津駅及び沼津港において、事業者ごとに設置されているバス乗り場を集約し利用者の利便性を高めるとともに、デジタルサイネージの設置により、利用者の利便性をより一層高める。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県やバス事業者との連絡調整。 ・沼津港バスターミナルの設計（市）及び改修工事（静岡県）。 ・デジタルサイネージを設置することで、利用者の利便性を高める。 					
評価指標	基準値	デジタルサイネージの設置数（バス運行情報） 1カ所（令和元年度末）				
	目標値	デジタルサイネージの設置数（バス運行情報） 5カ所（令和7年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	2-5	施策名	バス運行状況のオープンデータ化			
担当部署	都市計画部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が平成29年3月に策定した「標準的なバス情報フォーマット（GTFS）」に基づいたデータ整備について、市内を運行するバス事業者3社中2社が未対応。 多様な主体によるバス運行情報の活用を促進し、バスの利用機会の創出を図る必要がある。 					
目的	<p>バス運行情報のオープンデータ化により、国内外のインターネットの経路検索サイト、乗換案内アプリに掲載できるようになり、多言語化対応や他社路線、鉄道等との切れ目のない乗換案内を可能にする。また、バス事業者にとっても、運行の効率化やダイヤの見直し等を容易にする。</p>					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 標準的なバス運行情報フォーマットに関する情報収集。 バス事業者のデータ整備に向けたセミナーの開催、情報提供。 オープンデータ化の実施。 					
評価指標	基準値	バス運行情報のオープンデータ公開事業者数 1社／3社（令和元年度末）				
	目標値	バス運行情報のオープンデータ公開事業者数 3社／3社（令和3年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
<p>The diagram shows two horizontal arrows representing project timelines. The top arrow, labeled '標準的なバス情報フォーマットに関する情報収集', spans from the start of the timeline (FY2021) to the end of FY2026. The bottom arrow, labeled 'オープンデータ作成', starts at the beginning of FY2023 and spans to the end of FY2026. Vertical dashed lines mark the start of each fiscal year from FY2021 to FY2027.</p>						

3 力強い産業を牽引するまち

	施策名
3-1	農業担い手の確保・育成支援
3-2	就活における企業と学生等とのマッチング支援
3-3	商店街等のIT化(キャッシュレス決済・ネット販売等)の対応支援
3-4	新たな成長産業の育成

No.	3-1	施策名	農業担い手の確保・育成支援		
担当部署	産業振興部				
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や後継者不足等により、農業従事者が減少している。 ・農地の保全や管理が行き届かないことによる荒廃農地が増加している。 ・近隣市では、AI を活用し、衛星写真から農地に生えている草の高さなどを検出して荒廃具合を識別することで、耕作放棄地かどうかを判定し、農地の集積や農業参入者への提供など耕作放棄地の有効活用につなげようとする実証実験を令和2年度に行っている。 				
目的	農業の近代化を図る取組を進めることで、農業の担い手の確保と荒廃農地の解消につなげる。				
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の近代化に関する情報収集・近隣市や先進地との意見交換。 ・ICT等を活用したスマート農業の実現可能性の検討。 ・農業従事者やAOI-PARC等との情報交換。 				
評価指標	基準値	農業従事者やAOI-PARC等との情報交換数 3件/年（令和元年度）			
	目標値	農業従事者やAOI-PARC等との情報交換数 10件/年（令和7年度）			
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<p>農業の近代化に関する情報収集</p> <p>ICT等を活用したスマート農業の実現可能性の検討</p> <p>農業従事者等との情報交換</p> <p>3件 → 4件 → 6件 → 8件 → 10件</p>					

No.	3-2	施策名	就活における企業と学生等とのマッチング支援				
担当部署	産業振興部						
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展をはじめとした社会状況の変化により、企業の人材確保は喫緊の課題となっており、東京一極集中が進む中、市内企業の安定した雇用の確保を図る必要がある。また、労働力の減少を抑制するために、労働参加が見込まれる方の活躍を促す必要がある。 ・市内企業と学生・求職者とのマッチングを図るための就職支援サイト（ぬま job）で情報発信を行っている。 ・また、併せて、企業情報の発信、就職関係の講座情報等の就職支援情報の発信も行っている。 						
目的	首都圏の学生や、本市で働くことに興味がある方に対して、継続的に就職関連情報を発信することで、市内企業の雇用の確保につなげる。						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・就職関連情報の情報発信の取組を強化・継続する。 ・求職者と市内企業とのマッチング強化に向け、コンテンツの充実を図る。 ・with コロナ対応として、企業向けのテレワークや Web 面接導入セミナーなど ICT の活用のためのセミナーを実施する。 						
評価指標	基準値	ぬま job 求職者登録者数 791 人（令和元年度末）					
	目標値	ぬま job 求職者登録者数 1,000 人（令和7年度末）					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		

No.	3-3	施策名	商店街等のIT化（キャッシュレス決済・ネット販売等）の対応支援			
担当部署	産業振興部					
現状・課題	<p>中心市街地では、小売業の年間商品販売額の減少や建物の老朽化、空き店舗等により、まちの魅力が低下している。居住者や来街者を増やすために、県東部の顔である中心市街地ならではの魅力ある商業環境の形成等を図る必要があり、IoT化が進んでいる時代に沿った対応が求められている。</p>					
目的	<p>キャッシュレス決済やネット販売等の消費者ニーズに対応したサービスを提供する店舗への支援などを実施することで魅力ある商店街にしていく。</p>					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存店舗の経営改善事例を通じ、商店主や経営支援に関わる人材の育成等を図る。 ・オンラインによるマーケティングスクールの開催。 ・商店街等との意見交換を実施し、必要なIoTを活用した消費者ニーズ等の対応について支援していく。 					
評価指標	基準値	各種セミナーへの参加者数 0人/年（令和元年度）				
	目標値	各種セミナーへの参加者数 延べ100人/5年（令和7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	3-4	施策名	新たな成長産業の育成			
担当部署	産業振興部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> IoT や AI は、今後、次世代自動車やロボット、医療福祉などの成長分野での活用が見込まれる。これまで、企業立地促進事業費補助（用地取得費、新規雇用者）や IT オフィス等進出事業費補助（建物賃借料、通信回線使用料、IT オフィス等開設経費の補助）などの助成制度により支援をしている。 起業支援の相談体制やビジネスマッチング等の支援により、新たな製品開発や事業化を促進している。 					
目的	IoT、AI 等を活用する新たな成長分野を推進する企業を助成することで、企業立地の推進や雇用の確保に努め、本市の経済基盤の強化を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な企業立地や企業支援等に関する情報の収集を行う。 引き続き、新たな成長分野における、IoT、AI 等を活用した企業の立地や製品化・事業化を進めるため、必要な助成制度の運用や支援する取組を継続する。 					
評価指標	基準値	情報化に関する企業の新規補助件数（沼津市 IT オフィス等進出事業費補助） 2 件／年（令和元年度）				
	目標値	情報化に関する企業の新規補助件数（沼津市 IT オフィス等進出事業費補助） 10 件／5 年（令和 7 年度）				
スケジュール	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
	企業立地等に関する情報収集					
	オフィス設置補助の助成制度の実施					
起業相談やビジネスマッチングなどの支援						

4 地域の宝を活かすまち

	施策名
4-1	移住・定住の促進に係る情報発信
4-2	災害時を含めた市民等が利用できる無線 LAN 環境の整備
4-3	旅行者向け情報発信、インバウンドの誘客促進
4-4	ICT を活用した文化財情報の電子化

No.	4-1	施策名	移住・定住の促進に係る情報発信			
担当部署	企画部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市への移住の促進に向けて、沼津市ホームページ内、移住・定住ポータルサイト「ぬまづ暮らし」で情報発信に取り組んでいる。 移住関連イベントや移住関連の支援制度、各種ポータルサイトの紹介等、最新の情報を発信できるよう、随時、情報更新を行っている。 本市の人口は年々減少傾向であるため、今後は更に本市の魅力を市外の方々に知ってもらえるよう、情報発信の手段を検討していく必要がある。 					
目的	本市移住後のライフスタイルを具体的にイメージできるような移住検討者等のニーズに沿った質の高い情報を発信することで、移住・定住につなげる。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 他市の移住・定住成功事例を情報収集し、テレワーク移住支援など、新たな移住施策を検討する。 視覚的にわかりやすく、利用者が必要な情報を得ることができるようポータルサイトや SNS 等を活用した情報発信の充実を図る。 オンラインを活用した移住相談やイベント等を開催し、遠隔からも気軽に相談できる体制を整える。 					
評価指標	基準値	移住相談受付件数 136 件（令和元年度） 移住者数 17 件（令和元年度）				
	目標値	移住相談受付件数 延べ 700 件（令和 7 年度） 移住者数 延べ 100 件（令和 7 年度）				
スケジュール	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
<p>テレワーク移住支援の実施・検証</p> <p>新たな移住施策の検討</p> <p>ポータルサイトの充実</p> <p>移住ターゲットを明確にした情報発信</p>						

No.	4-2	施策名	災害時を含めた市民等が利用できる無線 LAN 環境の整備		
担当部署	企画部、産業振興部、危機管理課、教育委員会事務局				
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> モバイル端末が普及している今日では、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境は情報収集や広報手段として重要なインフラとなっている。 平成 27 年度から観光客の導線上にある観光案内所など市内 11 カ所に公衆無線 LAN 環境を整備した。また、図書館においても利用者に向けた無線 LAN サービスの提供を令和 2 年度から開始した。 GIGA スクール構想により令和 2 年度中に各小中学校に整備する無線 LAN 環境は、平時は教育で活用しつつ、災害時には被災者向けに活用できるように、検討している。 				
目的	学校、避難所や公共施設などの災害対応の強化が望まれる施設に、被災時に被災者向けに切り替えることのできる公衆無線 LAN 環境を整備することで、災害時を含めた市民サービスを向上させる。				
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 本市が設置する公衆無線 LAN の設置基準の策定。 小中学校の無線通信ネットワークの災害時の運用をする場合の設定変更・機器追加の検討。 設置がされていない公共施設等の公衆無線 LAN の整備検討。 				
評価指標	基準値	災害時に被災者向けに切替え可能な無線 LAN の割合 22% (令和元年度)			
	目標値	災害時に被災者向けに切替え可能な無線 LAN の割合 100% (令和 7 年度)			
スケジュール	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度

No.	4-3	施策名	旅行者向け情報発信、インバウンドの誘客促進
担当部署	産業振興部		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の観光交流客数は、令和2年4月から6月の累計が約21万人で、前年同期間と比べ80.8%の減少となっており、コロナ禍により、今後も厳しい状況が続くと見込まれる。 ・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、全国的にテレワークの定着が進み、ワーケーションなどの新たな観光需要の機運が高まっている。 ・with コロナ時代における本市の観光のあり方として、観光事業者等に感染拡大予防ガイドラインの実施の徹底と「新しい生活様式」に順応した新たな観光需要の取り込みを促すとともに、旅行者には感染防止策の浸透を図るなどにより、地域と旅行者の双方にとって安全・安心な環境を整備することが必要である。 ・人が密にならない環境を整備するとともに観光産業の持続的発展を図るため、繁忙期と閑散期の平準化を図ることが重要である。 		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大予防ガイドラインを遵守する観光事業者の情報発信を効果的に行うことで、国内及びインバウンドの誘客を回復させ、地域産業の振興を図る。 ・旅行者自身が行う感染防止策を情報発信することで、観光客を受け入れる地域の安全・安心な環境の整備を図る。 ・「新しい生活様式」に順応した観光コンテンツの創出と情報発信を効果的に展開することで、新たな観光ブランドの確立を図る。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心に観光ができる環境整備に向けた、ガイドラインの策定遵守等の取組の支援。 ・ICTを活用した、国内旅行会社やメディア、インバウンド向け観光プロモーションの推進。 ・地理的特長を活かした、ワーケーション等の新たな観光コンテンツの創出と情報発信、ブランド化の取組。 		

評価 指標	基準値	観光交流客数 440万人（令和元年度）				
	目標値	観光交流客数 600万人（令和7年度）				
スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		安全・安心に観光ができる取組の支援				
		新型コロナウイルス感染防止対策を含めた国内観光プロモーション			国内外観光プロモーション	
		ワーケーションなどの新たな観光の創出、ブランド化		ワーケーションなどを活用した誘客の実施		

No.	4-4	施策名	ICT を活用した文化財情報の電子化			
担当部署	教育委員会事務局					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 文化財センター、博物館、資料館等において、市内における埋蔵文化財、史跡、建造物などの文化資源の保存・活用・資料収集を行っている。 発掘調査で出土した遺物については、整理作業が終了し発掘調査報告書が刊行されたものをデータ化することにより、検索可能な情報の整備を継続的に行っているが、出土遺物が想定数を超えて発掘されているため整理作業に時間を要している。 文化資源を公開するに当たっては、著作権など、法律上の権利関係について整理する必要がある。 					
目的	埋蔵文化財、史跡、建造物などの文化資源情報のデータベース化や、刊行物を電子書籍としてウェブ上で情報提供し活用してもらうことにより、文化資源の価値に対する人々の認識を高めるとともに、地域の文化活動の活性化を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市内の史跡や建造物などの文化資源情報のデジタル化を進め、オープンデータとして順次公開していく。 整理が終了しデータ化された発掘調査報告書については、可能な限り公開を進めていく。また、新たに整理作業が終了した遺物データについては順次追加を行う。 刊行物をデータ化し電子書籍としてウェブ上で公開する。 					
評価指標	基準値	文化財に関するオープンデータの公開データセット件数 15件(奈良文化財研究所公開分も含む)(令和元年度末)				
	目標値	文化財に関するオープンデータの公開データセット件数 40件(奈良文化財研究所公開分も含む)(令和7年度末)				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	


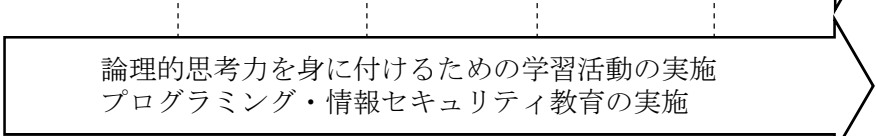
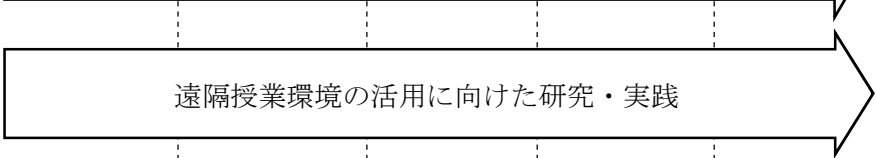
5 安心して子どもを産み育てられるまち

	施策名
5-1	学校のICT環境整備
5-2	ICTに関わる教育の推進
5-3	図書館電子化推進事業

No.	5-1	施策名	学校の ICT 環境整備
担当部署	市民福祉部、教育委員会事務局		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国の GIGA スクール構想及びその前倒しに伴い、令和2年度中に、小中学校において児童生徒「1人1台」端末、教職員の授業用端末、「1人1台」端末に対応した校内ネットワーク及び負荷分散のための外部インターネット環境の整備が完了する予定。 ・今後は、ハードウェアの整備に対応した新しい授業形式の構築に向け、教職員のスキル向上及び学校における実践を図る必要がある。 ・文部科学省作成の情報セキュリティガイドラインに対応する必要がある。 ・教職員の長時間勤務が問題となっており、その改善が求められている。 		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA スクール構想の実現と、新学習指導要領における ICT を活用した情報活用能力の育成。 ・市立高校及び看護専門学校におけるリモート学習による多様性のある学習環境や専門性の高い講師による授業、個に応じた指導など、学びの質を向上する環境の整備。 ・教職員の校務の効率化。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において ICT 機器を活用した授業が効果的に実施できるよう、令和2年度に作成する「沼津市学校教育 ICT 活用方針」に基づくスキル向上研修等を実施する。 ・併せて各校で情報セキュリティポリシーと実施手順を作成し、情報セキュリティ対策を実施する。 ・看護専門学校の普通教室に無線 LAN アクセスポイントを設置する。なお、災害時には被災者向けに切り替え可能なものとする。 ・市立高校および看護専門学校において、リモート学習環境の整備と活用検証をする。 ・教職員の校務を効率化するため、ICT を活用した働き方改革を推進する。 		

評価 指標	基準値	児童生徒用端末の整備 各小中学校に1クラス分（令和元年度末）				
	目標値	児童生徒用端末の整備 各小中学校に1人1台分（令和3年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	<p>「一人一台」端末等を用いた情報活用能力の育成</p> <p>端末更新方法の検討</p> <p>端末の更新</p> <p>環境の活用・校務の効率化の推進</p>					

No.	5-2	施策名	ICTに関わる教育の推進
担当部署	市民福祉部、教育委員会事務局		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市教育基本構想実施計画に基づき、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の育成を図っている。 ・改訂学習指導要領において、情報活用能力を、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科等横断的にその育成を図ることとされ、その育成のために必要な学校のICT環境整備と、ICTを活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記されている。 ・リモート学習による多様性のある学習環境や専門性の高い講師による取組とあわせて、外国にルーツをもつ児童生徒や不登校、病弱の児童生徒など個々の状況に応じた支援など、学びの質を向上する取組が求められている。 		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力の育成。 ・各教科等の指導におけるICT活用の促進。 ・リモート学習環境による専門性の高い授業などの学習機会の増加。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の実施。 		
今後の取組	<p>(小中高・専門学校共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラミングや情報セキュリティに関する内容を充実させ、ICTを上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育む活動を実施する。 ・リモート学習システムによる交流学习や合同授業、専門家とつないだ遠隔学習について、制度面からの実施の可否、期待される効果等を踏まえた研究に取り組む。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、個に応じて支援する遠隔教育について調査研究に取り組む。 <p>(小中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を本市学校教育のあらゆる場面で活用し、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成できるよう、令和2年度に作成する「沼津市学校教育ICT活用方針」に基づく教職員に対するスキル向上研修等を実施するとともに、各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータの基本的な操作を習得するための学習活動や 		

		プログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。				
評価 指標	基準値	児童生徒に対するアンケート 令和元年度 アンケート未実施				
	目標値	令和7年度 アンケート結果による満足度の割合 90%				
スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		アンケートの実施・アンケート結果に基づく学習活動の改善				
						
		論理的思考力を身に付けるための学習活動の実施 プログラミング・情報セキュリティ教育の実施				
						
		遠隔授業環境の活用に向けた研究・実践				
						

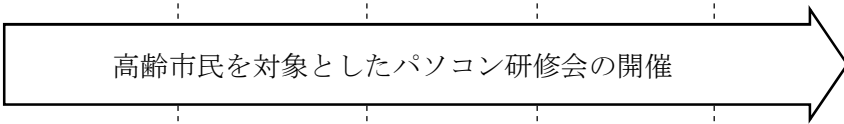
No.	5-3	施策名	図書館電子化推進事業				
担当部署	教育委員会事務局						
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に電子図書館機能を導入し、市民がいつでも、どこにいても読書を楽しむことができる環境整備を行った。電子書籍はアクセシビリティ機能を備えていることから、高齢者や障害者等の読書環境の向上も見込まれ、今後は市民の利用促進に向けての取組を行っていく。 貴重な郷土資料や地域新聞等のデジタル化に取り組んでおり、順次、閲覧や公開を進め、広く活用を図っていく必要がある。 						
目的	様々な図書館サービスにおいて電子化を推進し、市民の知的活動を支援する生涯学習の拠点としての図書館機能の充実を図る。						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 電子書籍サービスの利用促進に向けた取組を実施する。 デジタル化した郷土資料等沼津ゆかりの貴重資料のインターネット公開を推進する。 地域新聞のデジタルデータ化を推進する。 図書館で実施する講演会、講座等の自主事業は、社会状況に応じリモート配信を活用する。 						
評価指標	基準値	電子図書のコンテンツ数 0冊（令和元年度末）					
	目標値	電子書籍を含むデジタルコンテンツの利用件数 0件（令和元年度末）					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	<p>The diagram shows four horizontal arrows representing implementation periods:</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子書籍の新コンテンツ購入及び入替: From Heisei 3 to Heisei 7. デジタル化した郷土資料等のインターネット公開: From Heisei 3 to Heisei 7. 沼津新聞のデジタルデータ化: From Heisei 3 to Heisei 7. A smaller arrow labeled '沼津毎日新聞のデジタルデータ化' points to the start of this period. 講演会、講座等のリモート配信: From Heisei 3 to Heisei 7. 						

6 笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち

	施策名
6-1	児童や高齢者の見守り支援事業
6-2	ICTを活用した調査業務の推進
6-3	高齢者へのICT活用のサポート

No.	6-1	施策名	児童や高齢者の見守り支援事業			
担当部署	企画部、市民福祉部、教育委員会事務局					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者見守り事業として、徘徊高齢者探索用機器(GPS 端末)の貸与、見守りシール(QR コード)の交付、沼津市あんしん見守りネットワーク協力事業所登録制度などを実施し、介護者の負担軽減を図っている。 ・特殊詐欺などの社会的弱者を狙った犯罪から守るため、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の支援、自立して生活する障害者とその家族への支援等の対応が求められている。 ・子どもを狙った凶悪犯罪が発生しており、地域の見守り活動の支援や路上での不審者による犯罪抑止等の対応が求められている。 					
目的	ICT 等を活用することで、市民への認知症への理解の深化と制度の更なる周知を図るとともに、児童・高齢者・障害者とその家族が安心して暮らしていけるまちづくりを推進する。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の調査研究及び新技術の活用検討。 ・ICT を活用した児童、高齢者、障害者の見守りサービスの検討及び検討に資する情報の提供。 					
評価指標	基準値	見守り支援事業(ICT 関連)新規利用者数 17 名(令和元年度末)				
	目標値	見守り支援事業(ICT 関連)延べ利用者数 100 名(令和7年度末)				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	6-2	施策名	ICT を活用した調査業務の推進		
担当部署	市民福祉部				
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定や障害支援区分認定の調査、生活保護の訪問調査等は、現地において手書きで記録し、帰庁後に入力作業を行うことにより情報を管理している。 ・介護や障害支援区分の審査会における資料のペーパーレス化が進んでいない。 				
目的	タブレット端末の導入により、調査業務における事務の効率化・省力化、審査会等における資料のペーパーレス化を図る。				
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システムとのデータ連携やデータ移行等の調査、研究を行う。 ・先進自治体等の取組について情報収集を行う。 				
評価指標	基準値	調査業務における電子化の割合 0% (令和元年度末)			
	目標値	調査業務における電子化の割合 30% (令和7年度末)			
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

No.	6-3	施策名	高齢者への ICT 活用のサポート			
担当部署	市民福祉部					
現状・課題	<p>団塊の世代以降の高齢者には、パソコンやインターネット、スマートフォン等の ICT 機器・サービスの利用経験を持つ方が多く、苦手意識は低いと考えられることから、ICT 活用のサポートにおいては、多様なサービスへの高い対応力が求められる。</p>					
目的	<p>ICT 活用のサポートを推進することで、高齢者の社会参加、生活支援及び就労支援を促進させる。</p>					
今後の取組	<p>高齢者の ICT 利用に関する研修会の開催。</p>					
評価指標	基準値	<p>高齢市民を対象としたパソコン研修会の参加人数 (シルバー人材センター) 38 人/年 (令和元年度)</p>				
	目標値	<p>高齢市民を対象としたパソコン研修会の参加人数 (シルバー人材センター) 延べ 200 人 (令和 3～7 年度)</p>				
スケジュール	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
						

7 安全・安心のまち

	施策名
7-1	ICTを活用した防災・減災
7-2	ICTを活用した河川、道路等の遠隔監視
7-3	道路管理情報システムの活用

No.	7-1	施策名	ICT を活用した防災・減災			
担当部署	企画部、危機管理課					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページで地震・津波マニュアルや地震・津波ハザードマップ及び危機管理情報・同報無線情報メール、防災アプリなどの情報入手手段などを掲載している。 メールやアプリ、SNSなどを活用し、防災情報や避難情報等を登録者に配信している。 災害時に固定電話や携帯電話の音声通話が制限された場合でもデータ通信は制限されない場合があるので、データ通信を活用した情報伝達手段が必要である。 					
目的	災害時において、ICTを活用し、即時性のある情報、局地的な情報を取得することを可能とし、それらの情報から市民への有効な情報を提供することにより市民の安全を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、SNS等の媒体で、防災情報、避難情報などの周知・啓発を行う。 既存機能の拡充、多言語対応。 現在活用しているICTを活用した情報伝達手段以外の方法について継続して検討・検証する。 					
評価指標	基準値	すぐメール登録者数 10,529人（令和元年度末） 沼津市防災アプリダウンロード数 3,000人（令和元年度末）				
	目標値	すぐメール登録者数 15,000人（令和7年度末） 沼津市防災アプリダウンロード数 7,000人（令和7年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	7-2	施策名	ICT を活用した河川、道路等の遠隔監視				
担当部署	建設部						
現状・課題	<p>関連リンクより、河川の様子は県のサイポスレーダー(静岡県土木総合防災情報)や沼津河川国道事務所のライブカメラより確認できる。道路の状況は沼津土木雪カメラ映像により戸田峠など一部のみ確認できる。市による監視カメラ等の設置はない。</p>						
目的	<p>ICT を活用した遠隔監視により、河川や道路等の状況をリアルタイムで把握できることで、災害時の即時性の情報取得や渋滞解消につながり、市民の利便性向上を図る。</p>						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 河川や道路で監視が必要な場所を遠隔監視し、WEB 等で管理者が確認できるシステムを検討する。 沼津河川国道事務所等のライブカメラ映像の情報提供の周知。 						
評価指標	基準値	<p>【河川】遠隔監視できる施設数 13 件 (令和元年度末) 【道路】遠隔監視できる施設数 0 件 (令和元年度末)</p>					
	目標値	<p>【河川】遠隔監視できる施設数 16 件 (令和7年度末) 【道路】遠隔監視できる施設数 5 件 (令和7年度末)</p>					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		

No.	7-3	施策名	道路管理情報システムの活用			
担当部署	建設部					
現状・課題	令和2年6月からスマートフォンを利用した「道路パトロール支援サービス」を導入し、それにより自動で道路の損傷等の状態を把握でき、道路パトロール日誌等の報告書の作成もできるようになった。					
目的	自動車の車載カメラにて、自動で道路の損傷等の状態を把握し、補修等の基礎資料とすることで、維持管理の向上を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・車載カメラについて引き続き利用し、正確性や実用性を検証する。 ・従来より作成が容易になったデータの活用方針やオープンデータの作成を検討する。 					
評価指標	基準値	道路パトロール支援サービスの活動日数 0日（令和元年度）				
	目標値	道路パトロール支援サービスの活動日数 200日（令和7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

8 環境と共生する持続可能なまち

	施策名
8-1	ごみ分別アプリの活用
再掲	自動運転などの新技術の検証（45 ページ）
再掲	公共交通マップの活用（46 ページ）

No.	8-1	施策名	ごみ分別アプリの活用			
担当部署	生活環境部					
現状・課題	ごみの出し方について、広報誌や組回覧では周知が行き渡りにくい若年層や自治会未加入者などへ、いかにして伝えていくかが課題となっており、平成29年9月からごみ分別アプリを導入した。					
目的	従来からの冊子によるごみの出し方の案内に加えて、市民がごみの分別方法や収集日、その他ごみの減量に関する情報をスマートフォンやタブレットで確認できるようにすることで、リアルタイムでごみに関する情報を掲載し、市民の利便性向上を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリの普及拡大に努める。 ・利用者ニーズに合わせた情報の更新。 ・品目検索で確認できる品目の増加、ごみ収集やリサイクルの関連リンクを掲載するなど、アプリ内の情報拡充。 					
評価指標	基準値	ごみ分別アプリの利用者数 累計 11,400件（令和元年度末）				
	目標値	ごみ分別アプリの利用者数 累計 26,400件（令和7年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
<p>ごみ分別アプリの普及拡大</p> <p>利用者ニーズに合わせたアプリ内の情報拡充</p>						

9 デジタル行政の推進

	施策名
9-1	申請業務のオンライン化の推進
9-2	マイナンバーカードの普及
9-3	オープンデータの推進
9-4	先端技術(RPA、AI等)の活用の拡大
9-5	ICTを活用した多様な働き方改革
9-6	情報システム最適化の推進
9-7	電子決裁の推進
9-8	ICTを活用した公用車予約照会
9-9	部分的な庁内無線LANの推進
9-10	ICTを活用した議会関係システムの利用推進

No.	9-1	施策名	申請業務のオンライン化の推進			
担当部署	企画部ほか申請業務がある全部署					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国のデジタル・ガバメント実行計画で地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続が定められている。その中で、まだオンライン化されていない手続がある。 ・県内市町で共同運用している「しずおか電子申請サービス」の現行システムでは、書類の添付やスマートフォン向けのオンライン申請に対応ができていない。 					
目的	申請手段を多様化することで、更なる市民の利便性向上及び負担の軽減を図る。					
今後の取組	<p>「しずおか電子申請サービス」のシステム更新に併せて、スマートフォン向けの申請や未対応手続のオンライン化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請サービス上での様式の作成。 ・電子申請化する場合の運用手順や手続の終了まで一貫したデジタル化等の検討。 ・他市町村で電子申請化している事例、課題等の情報収集。 					
評価指標	基準値	優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン化の割合 50% (令和元年度末)				
	目標値	優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン化の割合 70% (令和7年度末)				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
<p>The diagram shows a timeline from Heisei 3 to Heisei 7. Three horizontal arrows point from left to right, starting in Heisei 3 and ending in Heisei 5. The top arrow is labeled '電子申請システムの検討・更新', the middle '運用手順等の検討', and the bottom '他市町村の事例、課題等の情報収集'. A large arrow on the right side points from Heisei 6 to Heisei 7, labeled '新電子申請サービスでの運用'.</p>						

No.	9-2	施策名	マイナンバーカードの普及			
担当部署	企画部、市民福祉部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国はマイナンバーカードの普及に向けて、住民が「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる。 ・本市においても、マイナンバーカードの機能を利用した証明書コンビニ交付サービスを平成28年度から開始し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明（全部事項証明書、個人事項証明書）の交付サービスを実施している。 ・令和2年度から本庁と金岡市民窓口において、マイナンバーカードの機能を利用して専用端末から証明書の申請ができる「らくらく申請サービス」の運用を開始した。 					
目的	マイナンバー制度の趣旨である市民の利便性の向上と行政事務の効率化を実現すべく、証明書コンビニ交付サービス等の充実を図ることにより、市民の利便性向上と窓口業務の緩和を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの普及に向けた広報活動。 ・証明書コンビニ交付サービスの交付可能な証明書の追加などサービス拡充に向けた情報収集及び実施の検討。 					
評価指標	基準値	マイナンバーカード普及率 沼津市 15.0% 全国平均 16.0% （令和元年度）				
	目標値	マイナンバーカード普及率 全国平均以上 （令和7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	9-3	施策名	オープンデータの推進			
担当部署	企画部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市のオープンデータの活用推進に向け、「沼津市オープンデータの活用に関する基本方針」を策定し、本市が保有するデータのオープンデータ化に取り組んでおり、令和2年3月末時点においては、116件（データセット）を公開している。 担当職員向けの研修会を実施し、オープンデータの更なる推進に向けた取り組みを進めている。 					
目的	オープンデータを推進することにより、「官民協働を通じた地域課題の解決や経済の活性化」、「行政の効率化やホームページ等より深層の情報を提供することで透明性・信頼性の向上」を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 一定水準以上の形式での作成及び更新。 「推奨データセット」でのオープンデータの作成及び更新。 					
評価指標	基準値	一定水準以上の形式でのデータセットの割合 24%（マップデータを除く）（令和元年度末）				
	目標値	一定水準以上の形式でのデータセットの割合 50%（マップデータを除く）（令和7年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	9-4	施策名	先端技術（RPA、AI等）の活用の拡大				
担当部署	企画部						
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度にRPAシステム、AI議事録作成システムを導入している。RPA、AI等を業務に適用するためには、業務の定期的な棚卸が必要である。 紙書類での処理や汎用の表計算ソフト等で処理している事務が多数あるため、デジタル化の促進を図る必要がある。 						
目的	業務改革（BPR）を実施し、RPA、AI等を適用させることで、職員の業務負担を軽減し、それにより捻出した人的資源を適切に配置することで市民サービスの向上を図る。						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 5Gなどの先端技術の情報収集。 BPRを実施し、RPA、AI等適用業務を拡大する。 						
評価指標	基準値	RPA、AI等 未導入（令和元年度）					
	目標値	RPA、AI等適用業務による作業時間の削減割合 4割（令和3～7年度）					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		

No.	9-5	施策名	ICT を活用した多様な働き方改革			
担当部署	企画部					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・職員個々がライフスタイルに合わせた働き方を選択し、最大限の能力を発揮することが求められる働き方改革の推進において、ICT を活用した環境整備が必要である。 ・直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としてテレワーク導入への関心が高まっている。 					
目的	ICT を活用することにより、通勤時間の削減等によるワーク・ライフ・バランスの充実のほか、書類のペーパーレス化、災害時等の事業継続性の確保やダメージの低減など、業務の効率化や危機管理対応力の向上を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・外出先や自宅での業務実施に伴う情報セキュリティ対策や個人情報流出防止策を検討する。 ・労働時間の管理方法や仕事の評価方法など、労務管理方法の整備について検討する。 ・試行を含め段階的にテレワークの環境整備やセキュリティ研修を行う。 					
評価指標	基準値	テレワーク端末延べ操作人数 0人/年（令和元年度）				
	目標値	テレワーク端末延べ操作人数 30人/年（令和7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
<p>The diagram illustrates the implementation schedule for the ICT-based flexible work style reform. It is divided into five annual periods from Heisei 3 to Heisei 7. Key activities are mapped as follows:</p> <ul style="list-style-type: none"> Heisei 3 and 4: Information Security Measures and Personal Information Leakage Prevention Strategy Review (top arrow), and Environment Construction Survey and Impact Assessment (middle arrows). Heisei 5, 6, and 7: Expansion of Telework Usage (bottom arrow). 						

No.	9-6	施策名	情報システム最適化の推進				
担当部署	企画部						
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 各業務システムの更新に合わせて、一部の機器の統合及び一部クラウド化を実施している。 地方自治体の基幹システム等の標準化について、国において法制化させる動きがある。 						
目的	システム統合・クラウド化など情報システムの最適化を推進することで経費削減・事務負担の軽減を図る。						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 継続してシステム統合やクラウド・バイ・デフォルトを推進する。 国の自治体システム標準化等の情報収集。 アプリ等システム統合へ向けた取組。 						
評価指標	基準値	機械室のサーバ台数 66 台（令和元年末）					
	目標値	機械室のサーバ台数 56 台（令和7年度）					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		

No.	9-7	施策名	電子決裁の推進		
担当部署	企画部、財務部ほか決裁機能がある業務システム所管課				
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、公文書は紙文書に押印することで決裁を行っているが、文書の回覧に時間を要することや文書の保存場所が不足していること、必要な文書を書庫から取り出す際に時間や手間がかかることなどが課題となっている。 ・総務省の「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」通知（令和2年7月7日）により、決裁の電子化が求められている。 				
目的	電子決裁により、決裁事務の簡略化、迅速化及びペーパーレス化を図る。				
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁の影響調査（文書管理システム、例規、先進事例など）。 ・電子決裁を行う場合の事務フローを検討する。 ・システム改修時等に電子決裁機能を検討する。 				
評価指標	基準値	電子決裁（一般文書）の導入率 0%（令和元年度末）			
	目標値	電子決裁（一般文書）の導入率 100%（令和7年度末） （工事関連など書類が膨大等で電子決裁が困難な文書、供覧文書等を除く）			
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

No.	9-8	施策名	ICT を活用した公用車予約照会			
担当部署	財務部					
現状・課題	現在、公用車の管理は台帳（紙）で行っており、予約状況を確認するためには電話連絡する必要がある。					
目的	公用車管理システムを導入することにより、予約状況の確認や車両の一元管理など事務の効率化を図る。					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車管理システムの情報収集。 ・公用車の予約状況を可視化することで実態を把握し、最適な運用を推進する。 					
評価指標	基準値	予約運用する公用車の照会可能台数の割合 0%（令和元年度末）				
	目標値	予約運用する公用車の照会可能台数の割合 100%（令和7年度末）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	

No.	9-9	施策名	部分的な庁内無線 LAN の推進				
担当部署	企画部						
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、庁内ネットワークは有線で敷設しているが、今後、会議等では紙資料を使わず、職員用端末を使用することが求められている。 ・今後、増えてくると考えられる窓口でのタブレット端末の利用へのネットワーク対応が必要である。 						
目的	<p>庁内ネットワークの無線化により、窓口でのタブレット端末の利用による市民サービスの向上や、業務管理工数の削減・ペーパーレス化を図る。</p>						
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティを確保した無線化を検討する。 ・他市町村の無線化事例の情報収集や、無線環境を活用した業務等を検討する。 ・業務影響を最小限に抑えるため、検証後に実装する。 						
評価指標	基準値	無線化端末の割合 0% (令和元年度末)					
	目標値	無線化端末の割合 20% (令和7年度末)					
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
<p>The diagram shows a timeline from FY2021 to FY2026. A large arrow labeled '部分的な無線化の検討' spans from FY2021 to FY2026. A smaller arrow labeled '業務等の部分的な検証・実装' spans from FY2025 to FY2026.</p>							

No.	9-10	施策名	ICT を活用した議会関係システムの利用推進			
担当部署	議会事務局					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 音声認識システムを活用し、リアルタイムで会議の文字起こしを行い、その後、会議録作成システムにより原稿作成し、校正を経て完成した会議録は、会議録検索システムによりインターネット公開している。 映像配信システムを使用し、本会議の生中継を行うとともに、過去の録画映像をインターネット配信している。なお、マルチデバイスに対応し、かつ、ユニバーサルデザインの観点から映像と会議録の文字を同時表示できるシステムを採用している。 タブレット端末の活用により、会議資料等の電子化を図るとともに、連絡や文書共有等の手段として様々な場面で活用を図っている。 					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 映像配信システムによる本会議のインターネット配信や、会議録検索システムによる議会情報の発信等を行い、開かれた議会への取組を推進する。 タブレット端末の活用を促進し、更なる議会活動の充実と効率化を図る。 					
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、音声認識、会議録作成・検索、映像配信システムの利用を継続する。 タブレット端末の更なる活用を推進する。 					
評価指標	基準値	映像配信システムのアクセス数 5,593件（令和元年度）				
	目標値	映像配信システムのアクセス数 6,500件（令和7年度）				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	<p>The diagram shows two horizontal arrows pointing to the right, spanning from FY2021 to FY2027. The top arrow is labeled '映像配信システム等の利用継続' (Continuation of video streaming system usage) and the bottom arrow is labeled 'タブレット端末の活用の推進' (Promotion of tablet terminal usage).</p>					

第4章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進し第5次沼津市総合計画が目指す将来都市像「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」を実現するためには、長期的な取組が必要となります。このため、前計画の取組を尊重した上で、新たな施策に取り組んでいきます。

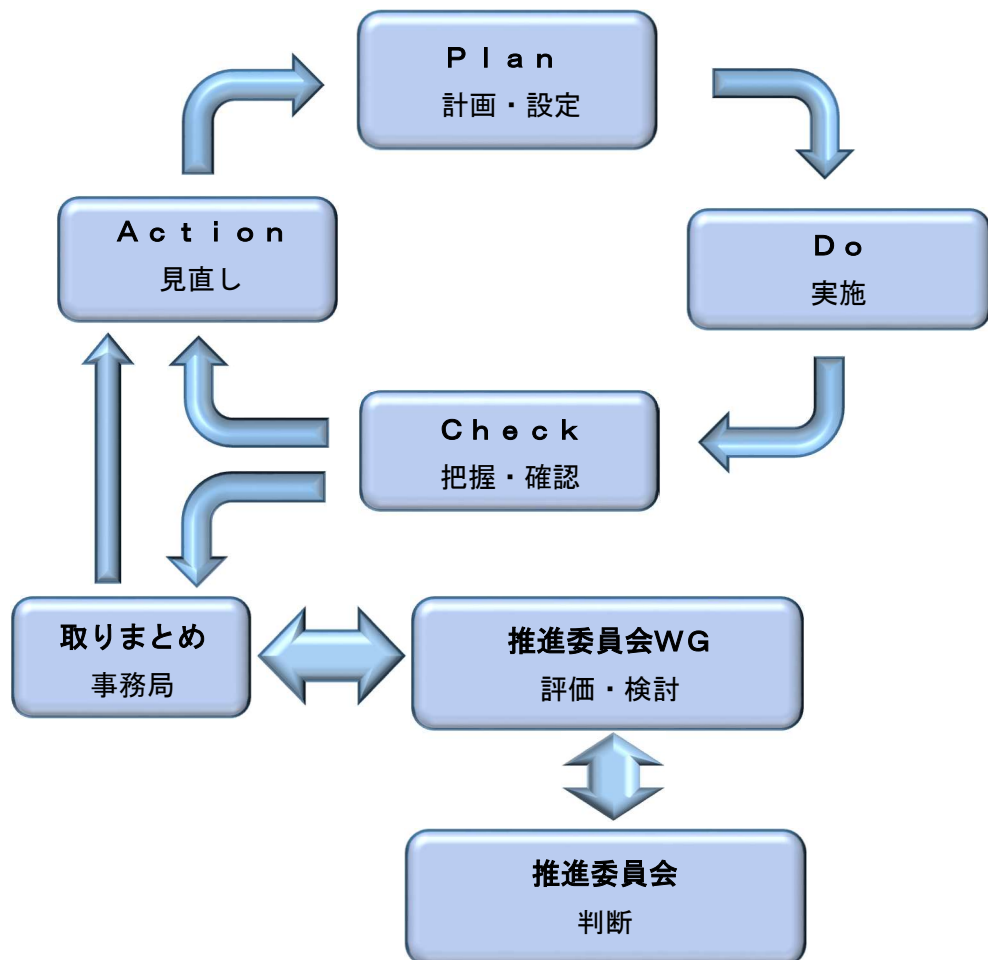
本計画の推進に当たっては、情報化施策を全庁的な視点で捉える横断的な体制として、副市長を委員長として設置している「沼津市情報化推進委員会（以下「推進委員会」という。）」において、本市の情報化施策を総合的に推進していきます。

2 進行管理

本計画における各施策の推進については、半期ごとに、PDCAサイクルによる進行管理を行うことで、その実効性を確保していきます。

また、計画期間の途中であっても、必要が生じた場合には、施策を追加し計画の推進を図ります。

なお、本計画の最終年度には、進行状況のほか、目標未達成の施策について原因分析を行い、次期計画に活かしていきます。



第5章 情報セキュリティとその対策

1 情報セキュリティの考え方

本市は、法令等に基づき、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有するとともに、ほかに代替することができない行政サービスを提供しています。また、業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続することが必要となっています。

今後、各種手続のオンライン利用の本格化や情報システムの高度化等、電子自治体が進展することにより、情報システムの停止等が発生した場合、広範囲の業務が継続できなくなり、住民生活や地域の経済社会活動に重大な支障が生じる可能性も高まります。また、LGWAN 等のネットワークにより他の自治体と相互に接続しており、一部の団体で発生した IT 障害がネットワークを介して他の団体に連鎖的に拡大する可能性は否定できません。

これらの事情から、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに対策レベルを一層強化していくことが必要となっています。また、情報セキュリティの確保に絶対安全ということはないことから、情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥（以下「情報セキュリティインシデント」という。）の未然防止のみならず、情報セキュリティインシデントが発生した場合の拡大防止・迅速な復旧や再発防止の対策を講じていくことが必要です。

2 情報セキュリティの維持

情報セキュリティ対策を徹底するには、対策を組織的に統一して推進することが必要であり、今後も引き続き、組織として意思統一し明文化された文書である本市の情報セキュリティポリシーにより対策を実行していきます。

なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項は、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定しています。また、「サイバーセキュリティ基本法」第5条では、地方公共団体においてサイバーセキュリティに関する自主的な施策の策定と実施が責務規定として法定化されています。

このことから、本市においても、職員研修を継続して実施するとともに、情報セキュリティポリシーの遵守及び適時適正な見直しを行い、情報セキュリティレベルの維持に努めます。

用語集

用語	用語解説
オープンデータ・バイ・デザイン	行政が保有するデータについて、オープンデータ化を前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。
業務改革 (BPR)	BPR は Business Process Reengineering の略である。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。
クラウド (サービス)	インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務 (サービス) として、第三者 (利用者) に対して遠隔地から提供すること。
クラウド・バイ・デフォルト	システム導入に際し、クラウドサービスの活用を前提とする考え方のこと。
公的個人認証サービス	<p>公的個人認証サービスとは、オンラインで (=インターネットを通じて) 申請や届出といった行政手続などやインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード等の IC カードに記録することで利用が可能となる。</p> <p>電子証明書には、以下の2種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 署名用電子証明書…インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用 (例: e-Tax 等の電子申請)。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであること」を証明する。 利用者証明用電子証明書…インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用 (例: マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付)。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明。

用語	用語解説
情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めるものが、「基本方針」である。この基本方針に基づき、全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準を定めるのが「対策基準」である。この「基本方針」と「対策基準」を総称して「情報セキュリティポリシー」という。
テレワーク	テレワークとは、ICT を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことであり、雇用型と自営型に大別される。雇用型テレワークとは、一般的に、ICT を活用して、労働者が所属する事業場と異なる場所で、所属事業場で行うことが可能な業務を行うこと（例：在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務）を言い、自営型テレワークとは、一般的に ICT を活用して、請負契約等に基づき、個人事業者・小規模事業者等が業務を行うこと（例：SOHO、在宅ワーク、クラウドソーシング）を言う。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
マイナポータル	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
マイナンバー (個人番号)	日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

用語	用語解説
5G	<p>「超高速」だけでなく、「多数接続」「超低遅延」といった特徴を持つ移動通信システムのこと。我が国においても産学官連携の推進団体である「第5世代モバイル推進フォーラム（5GMF）」の設立（平成26年9月30日）、研究開発の推進、国際連携の強化などの取組が進められている。現行LTEと比べて100倍の接続機器数（100万台/km²）、100倍の通信速度（10Gbps）などが要求条件とされており、ITUをはじめ、世界各国でも実現に向けた取組が本格化している。</p>
AI（人工知能）	<p>Artificial Intelligenceの略である。官民データ活用推進基本法第2条第2項では、「人工知能関連技術」を、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術と定義している。</p>
CALS/EC	<p>「公共事業支援統合情報システム」の略称。情報を電子化し、情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取り組みのこと。</p>
GTFS	<p>バス事業者の時刻表と地理的情報に関するオープンフォーマットであり、経路検索等のアプリケーション開発者（google等）による活用が容易になるもの。</p>
IoT	<p>Internet of Things（モノのインターネット）の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。</p>
LGWAN	<p>Local Government Wide Area Networkの略である。LGWANは地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることにより、各地方公共団体と国の各府省、住民等との間の情報交換手段の確保のための基盤とすることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークです。</p>

用語	用語解説
RPA	Robotic Process Automation の略である。ロボットによる業務自動化のこと。従来よりも少ない人数で生産力を高めることができる。
SNS	Social Networking Service の略である。ネットを使用した個人間の交流を支援するサービスで、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。
Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル（空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画

企画・発行：沼津市企画部 ICT 推進課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号

Tel 055-934-4816 FAX 055-935-0417